

平成21年6月16日(月曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一		
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	前田寿郎	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一	18番	明神照男
		20番	小永正裕		

不応招議員

9番 畦地一弘 19番 山本久夫

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壯
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	矢野健康
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	谷口明男	大方まちづくり課長	松田博和
教育委員長	生駒進	教育長	松並勝
教育次長	坂本勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 宮地愛

議 事 日 程 第 3 号

平成 21 年 6 月 16 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 21 年 6 月 16 日

9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

山本久夫君と畦地一弘君から欠席の届け出がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

一般質問 2 日目ですが、今日もいつものことですが、一生懸命、誠実に答えさせていただきますのでよろしくをお願いします。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに竹下芙佐雄君。

16 番（竹下芙佐雄君）

通告書に基づきまして、順を追ってご質問を致します。

まず、財政運営についてでございます。まあ、昨日もいろいろご質問がありましたけれども、この財政運営について、まあ非常にどんどんどんこう肥大化をしているような状況、そういうもの考えたときに、こんな財政運営で一体どうなるのか、まあ将来が非常にこう不安な状況というのが今出てきております。

1 つには、まあご承知のように、今議会でも提案をされている約 2 億円の補正予算。まあ補正予算が非常にこう大型化をしている。で、地方自治体において、まあ当初からずうっと計画を組んでおる年度の予算編成を計画的に行っているところへ、いわゆるその国からの補助金等がだんだんつき込まれて、そうしてまあその中で財政運営というのが、いろんな事業を慌てて、まあ取りあえず受け皿というのをつくらなきゃならん。そうしてその受け皿をつくっていく中で、会計の予算がどんどんどん膨らんでいく。まあそれはそれでいいんですが、結局今度、恐らく、まあ衆議院の選挙がまあ 8 月、9 月に、7 月になるかも分からん。そういう状況の中で衆議院選挙後、また極端に国の財源不足は解消されておられませんので、今度は逆に地方からの財源を吸い上げる、いわゆる住民の負担がどんどんどん増えていくような状況が来るわけです。来ると考えておかねければならない。

いわゆる税収や、それから交付金が、今は交付金がいっぱい形ではばまきによって増えてきよるけれど、そのばらまいたしっぺ返しが今度ら地方に、もうはっきり言うて住民負担というのが、これから 2 年後、3 年後

には増えてくるだろう。そうすると、今の予算はどんどん膨れ上がっているけれども、これがしばらくの間に、今の状況の中では公債比率というのが、今はこう比例してこう、公債費も額そのものは比例して伸びていると思う。それが今度極端に、この全体の総予算が、まあ国からの、これまで小泉内閣の下でのようにですね、三位一体の改革とかいう名の下にどんどん交付金を減らされ、補助金を減らされ、そうしてきたときの状況の中で、公債費を多く抱えておれば、これが非常に大きな財政圧迫になる。そのことを考えた財政運営というのをやられておるのかどうか、私はその点について非常に心配をしている。ただ、国から来るからなんぼでも使うておけばいい。かつての高度経済成長時代、あるいはバブル経済の時代とおんなじような感覚で、ぬるま湯の中にどっぷり漬かり込んだような感覚でね、この財政計画というのを立てておったんでは、将来のそういう逼迫（ひっぱく）した財政状況に、財源状況に出くわしたときに、にっちもさっちもならんような状況が出てくるんじゃないか。

今でも、現にやはりこの財源不足というのは、まあ執行部の方ははっきり明確にはしないけれども、そういう内容があるんでしょう。いろんなもう差し迫った事業が山ほど山積をしておる。これは金があるうがなかろうがどうであれ、行政の責任において取り組まなければならない事業が積み残されておる。そこへ持ってきて、新しい、いわゆるその地デジの問題等に見られるような、この、何言うかケーブルテレビの計画。それからいろんな形で、まあこの新しい事業というのがつぎ込まれておるんですね。あれもやらないかん、これもやらないかんという内容、そういう中で、三浦の小学校の建築もこれ、どうしてもやらしてもらわなあならんと思うんですが、そういうような状況が今出てきておる。

同時に、住民の暮らしというのは、収入がどんどん低下をしておるんです。働きたくても仕事がない、収入が落ち込んで。今、町のこの自主財源の中で、大きな重要な役割を持っているこの税收、これも年々落ち込んでおるわけでしょう。自主財源が乏しくなってきた中で起債に頼り、あるいはさらに、こういった臨時の財政に対する交付金とか、あるいは臨時財政対策債とか、そういうものに頼っていかなければならない非常に不安定な財政運営の中にある。この状況というのをしっかり踏まえて、しっかりした健全な財政運営のための努力というのを図られているのかどうか。そのことが第1。

2 点目は、もうこれも公債費の肥大化が進んでいるという。今の総予算の額で、いわゆる公債費の比率を抑えれば、これは大した比率にはならないだろう。ところがシミュレーションの中で、これも見直しをするということだから、72 億のシミュレーションが今度 75 億に、そして今、実質は 80 億を既に突破してる、現実。そういう中で、まあ今予算というのがどんどん膨らんで、ばらまきからこういう含めて膨らんでいるけれども、これを将来は返してもらいますよということも既に総務省の方で言われている。そういう中で、この公債費というのがこう膨らんでいるように思うんですが、このことはどうですか。

それから、定住自立圏構想。これも国が支援をするという。どんな支援があるのか。交付金ももっと増やしてあげましょう、あるいはいろんな形でどんどんその補助金も出しましょう、いう金は国にはないんですよ、はっきり言うて。だから、公債費でいろんな事業をやりながら、今現実にはこの鉄道のいわゆる負担金。赤字のための、それこそ市町村が担っている、第三セクターで担っているこの支出でも、これもある。いろんな、それから広域の中でまあ病院に対するまあ支出とか負担金とかいうものが増えておるんです。その上にまだ、この定住自立圏構想というもののうちで、また地方の自治体に新たな負担を背負わされる懸念がある。このことどう思うている。

私はそこらあたりをよっぽど見て、何かこんなものが出てくると、何かいいことがあって期待ができそうなような内容にはなっているけれども、既に幡多地方において、この広域市町村圏という中で取り組まれている内容、これを名目的にはそういう形で何かいいことがありそうに思うけれども、国のこんな画策というのは何

一つ成功したものがない。年寄りに対する、老人の、まあゴールドプラン、そんなものも過去にはいろいろあったけれど、それらが成功したためしはない。やはり地元のこの財政計画の中で、じっくりと事業を我慢しながら立てていくということをしなきゃね、将来非常に大きな、まあ大変な問題を抱えたようなことになるんじゃないか、財政問題で。

いう考えが致しますが、その3つについてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

おはようございます。

それでは私の方からまず、質問の要旨にお答えを致したいと思います。

竹下議員からは、いつもの定例会で本町の財政運営の健全化について、ご意見、ご提言をいただいているところでありまして、そのたびに財源の重要性を痛感しているところでございます。そうしたことから、本町の健全な財政運営を堅持する立場からお答えを致したいと思います。なお、これにかかわる補足につきましては、町長の方からお答えをしていただくことになろうかと思えます。

通告の要旨につきましては、堅実な財政計画に基づいた運営を行っていると思うかというご質問の趣旨でございます。現状認識では、堅実な財政運営を行っていると考えております。竹下議員ご承知のとおり、平成21年度以降の大型事業の計画等を考えますと、決して楽観できるような状況ではございません。大変厳しい状況にあるということを痛感し、このような認識に立っております。

今後の財政運営には、黒潮町総合振興計画基本構想に基づく実施計画を基本に致しまして、緊急性、必要性、事業効果等、事業の厳選を行い、均衡ある収支のバランスに努めなければならない、そのようなことを堅持しながら財政運営に当たってまいりたい、このように考えております。

なお、20年度の決算見込みにつきましては、本議会冒頭、下村町長から緒報告を致しました。その結果につきましては、普通会計で実質収支が約1億7,000万円の黒字を予想致したところでございます。

次に、公債費の肥大化が進んでいるように思われるがどうかというご質問の要旨でございます。財政の健全度を示します本町の実質公債比率は、3カ年平均でございますけれども、平成19年度は13.6パーセントで、高知県町村の平均でございますけれども、16.7パーセントを下回る状況になっております。まあしかしながら21年度以降につきましては、議員ご承知のとおり情報通信基盤整備事業、あるいは統合保育所の改築、小中学校の耐震診断の結果による整備事業、公共施設の耐震診断、あるいは消防署の移転、道路整備、庁舎の移転、高規格道路に関連致します宅地造成工事等、大型事業が山積致しております。これらの事業を考えますと、公債費の増大が懸念されることから、交付税算入率の高い有利な合併特例債の充当を視野に、継続事業や事業年次計画などを見直し、事業の取捨選択も必要かと考えているところでございます。

また、将来負担比率の積算基礎になる地方債につきましては、十分留意した財政運営に努め、議会のご協力を得ながら、ご質問の趣旨に答えられる健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、実質公債比率は18パーセントを超えますと、公債費負担適正化計画の策定が必要となってまいります。地方債への発行に許可が必要となってきますので、これをぜひとも避けなければならないと、このように強く感じるところでございます。

次に3点目でございますけれども、定住自立圏構想による財源でございます。この定住自立圏構想につきましては、本庁総務課長、植田課長の方から制度の詳細説明を致しました。重複する個所も出るかと思えますけれども、せっかくのご質問の要旨でございますから回答をさせていただきます。

ご質問の趣旨につきましては、本定例会に関連議案を提案致しまして、所管の委員会においてご審査をお願いしているところであります。定住自立圏構想は、総務省が進める市町村の境界を超えた沿域をつくる構想としており、先行実施団体と致しまして、宿毛市、四万十市において、平成21年4月27日に中心市宣言の公表を行ったところであります。中心市宣言により、中心市周辺市町村、いわゆる土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町は、生活機能の強化のために取り組みと致しまして、医療、あるいは産業振興、教育、文化等の協議を重ね、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が議会の議決を経て、定住自立圏形成協定を締結するものでございますが、現時点では具体的な取り組みがまだなされておられません。

また、協定に基づいて定住自立圏共生ビジョンにつきましては、中心である宿毛市、四万十市が策定致しまして公表するものであります。

このような状況でございますので、詳細、財政状況についてのお答えは今のところ致しかねるというような状況でございますので、よろしくお願いを致したいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まず、堅実な財政計画に基づいた運営、私が今の財政運営の中で、非常にこの今取り組まれているこの事業計画、これが将来見込んだ財政計画としてまあ本当にこう、これやったらまあ大丈夫やろうという内容で運営をされているような状況には見られない。ただ、今言われている将来に積み残した、これはもうどうしてもやらなきゃならない事業、これをもう積み残してずうっと来ておる。まあそこへ新しくいろんな事業が、しかも大掛かりな事業、大型の事業。そういうのがどんどんどんどん、この先取りされて、前倒しされてやられる。前倒しということはないわけですから、今までは。まあ言えば、今の新しい時代に即応したというような感覚だろうと思う。

しかし、入ってくる収入というのは自主財源の乏しい地方では、あくまでもその自主財源というのがあくまでも事業の計画の中の基本なんです。その自主財源の乏しい中で、今言う、まあ副町長が答えた内容でもいい、ほとんど公債費に頼らなければ、その事業ができない。これはますます公債費は上がっていくんです。19年度で13.6パーセント、それから、これからもうずっと上がる中で、まあ18パーセントまでは構わないだろうということですけども、それが18パーセントという内容までにとどまっておってもですね、将来、国は交付金から全部引き上げますよと。今、皆さんにいろいろ配布しておる金は、将来国に返してもらいますということは明らかになっておる。そうすると、今の自主財源の中で交付金が減されたら、結局、全体の総予算枠もかなり削減をしていかなければならない。その中で、18パーセントまでぎりぎりの公債費を借りておったのが、急激に総予算が縮小した場合に、その公債費の負担というのは、これは大きな地方の自主財源を圧迫する要因になるんじゃないか、という感覚を私は言ってる。

だからそういうことに対して、まあできるだけ公債費を伸びないように抑えないと、そうすると事業でも抑えなきゃならん。道路を、そこを馬荷線をやらなきゃならん、成又線をやらなきゃならん。それから藤縄中角線をやらなきゃならん。はした金じゃあできない。だから、それに対して公債費をどんどんどんどん借り入れる。ね。そんな財政運営の中で堅実という内容が言えるかどうか。抑えるとこは抑えなきゃならん。どうしてもやらなきゃならん庁舎の移転の問題。庁舎いうても消防署の移転の問題。その中へ、今まちづくりの方で計画されているのは都計事業でしょう。これもはした金ではできませんよ、ね。庁舎の移転がある。これもかなりの、いわゆる起債を借らなきゃならん。そしてその負担は全部、住民に跳ね返っていくんです。そんな状況

というのは計算に入れておるのかどうかということを問ひよる。

この定住自立圏構想。これもどうして必要なのか、こんなことが。広域行政圏の中で当然話し合うて、お互いにここは負担しましょうということでこれまでもやってきたけれども、一定それぞれの自治体にある財政状況というのがあるわけですから、その中で定住圏でぱっぱぱ何でもかんでも決めてよ、それでやりましょうということとはできないと思うんですよ。

そんな問題をどう考えているのか、受け止めておるのか、いうことをお尋ねをしておる。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

竹下議員の財政問題に対する再質問にお答えを致します。

まあ、堅実な財政計画の下に町政が執行されているかということでございますが、竹下議員、先ほどから大変いろんな部分のご指摘がございました。まあ確かに本町の予算もですね、補正のところでもかなり大幅な補正というようなことが近年あったりします。

しかしながら、言い訳ではございませんけれども、何となく増えたという補正でなくてですね、どうしてもしなければならない事業が年度途中から起こったというようなことで、大型の補正ということもあったかと思えます。

また、昨今のいろいろな事業への取り組みでございますけれども、まあ国や県の方からそういった予算がつくので、取りあえずまあ枠取りをするというような、ずさんな予算の組み方をしておるというふうなご指摘でございますが。これについても、我々は全くそのようには考えておりません。かねてからどうしてもしたいけれども、そういったきっかけ、あるいは予算的な、財源的な裏付けが十分取れないというような状況の中で、こういった機会が訪れましたので、慎重に審議しながら、そういった事業へ取り組んでいくということでございます。

また、国の財政の問題ですけども、おっしゃられるように、これは竹下議員のおっしゃることに私も全く同じような懸念を抱いております。まあ、かつてはですね、与野党合意でプライマリーバランスというか、単年度収支のゼロというか、プラスマイナスをゼロにするということで大きな目標を、2011年にはそのようにするんだということで、国も進んできておりました。だから私は、三位一体の改革のときにも内心、まあ国が基本的な国の財政を立て直すという大きな目的のためにそういうことをするのであれば、我々も一定は我慢をしなけりゃなんというふうな思いで受け止めてもおりました。

ところが最近はどうですか、景気の状態によりまして、まあ景気の底割れを、元も子もない状態になっては大変だということのことだとは思いますが、まあ一定、かなり批判もされるようなばらまきの予算といいますか、こともあるわけですし、これはやがて消費税等に跳ね返るということは、当然そんなことになるんじゃないかという懸念をしておるところです。

また、ご質問の中で広域の取り組みについてのお話もありましたが、広域について、これは定住自立圏構想と重なるところがありますが、私の考えを少し申し述べますと、まあ病院等への支出ということは今のところですね、ありません。ところが、ご存じのように地域の公共交通、特にくろ鉄の運営の問題については大変な状況になっておりまして、年々ピークのときには130万人が利用しておりました、年間。ところが、現在では70万代になり、また今年あたりはですね、去年ですか、65万くらいになったのでしょうか、もう年々減っております。

それから、西南交通の社長さんにもお伺いしましたところ、全く西南交通にかんしてもですね、路線バスに

については減る一方と。そういうような状況で、まあ何年か後にはですね、このまま放置すれば行政の方も、これ以上の負担には耐えられないと。背に腹は代えられないということでですね、そのくろ鉄の廃止もやむなしというような事態は、私はもう見えてるんじゃないかというふうに思います。

そこで、そういうわけにはいかないというのがこの公共交通でございますので、このたび国交省のですね支援も受けて、広域の四万十町も含めた皆さんでですね、これを何とか乗って残そうということで、今、事業を立ち上げてですね頑張っております。これに対しては負担がございます。

私は何を申したいかと言いますと、我々が取り組んでいる事業はですね、少なくとも100年とか50年とかは申しませんけども、一定中長期的な展望の上でですね、いくら、今地域が疲弊をどんどんしております。地域の産業も非常に低迷しております。そういうときにですね手をこまねいて、そのまま財政が厳しいからということで投資的なことを一切せずにおくことはたやすいですけども、これは何年か後には今のくろ鉄とおんなじようにですね、全くどの角度から見てもですね、成り立たないという状況が想定されます。

だから、情報基盤整備にしても、それからこのたびの産業振興の取り組みにしても、我々が打てる手は何か打って、それを近い将来につないでいきたいと、こういう事業をやるわけですので、決して何もかにもというわけではありません。

また、ましてやですね、はやりや新しい時代に即応したというような、そんな軽々な気持ちで取り組んでおるわけではございません。

まあ以上そのようなことですので、一つ一つは申し上げませんが、あくまでも財政支出を抑えながら皆さんからのいろいろな道路の改良等々の要望もありますけども、待ってくださいよと言いながらですね、財政支出を抑えながら、そしてまた投資的な事業は積極的に進める。まあ、あくまでもそういったバランスの問題であろうというふうに考えております。そういった上で、一時的には実質公債比率が15パーセントなんなんとする場合も出てくるやもしれませんが、内部的にはですね何とか今の、あるいはもう少しは仕方ないかもしれないけども、まして17、18というような数値になることは絶対にいかんということで取り組んでおります。まあそのへんをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、答弁というよりも、まあ私の見解に対する反論として受け止めておきましょう。

しかし、それで実際に、ほいたら、まあこの行政の責任が十分に果たされているかどうか。私が申しているのは、今町長は何でもかんでもやりたがる、はっきり言って。あれもやりたい、これもやりたい。まあ、それがすべて大事業ですね。だから都計事業も、以前凍結をした内容のものをまた引っ張り出してきて、国土交通省に踊らされて、まあ都計を、下田の口からこの早咲の56号線の改良道路の脇にそういうものを造る。土地は住民が皆さんずうっとそれぞれの農地であり、それで農業を営んでいる。その土地を、ただ上へいろんな図面をこしらえて、こういう事業をやります。そんなことは必要性はない。むしろ、庁舎のあれでもこれで十分整う。津波が来るからと言いながら、まあ庁舎を山へ、高台へ乗せないかん。その下ではこの都計事業を進め、津波の通り道に。そういう感覚でやりようじゃない。何でもかんでもずうっとそういうことで、その中に単年度単年度の、いわゆる会計年度の独立性という原則を守って、そうしてその財政運営を、まあそれぞれの市町村で行ってる。

しかしそこに、こういった形でいろんな形で、雇用対策とかいろんな形で、まあ来る。それはそれで、雇用

対策なら雇用対策で住民のための金をつくらなきゃならんけれども、いろいろな事業しなきゃならんけれど、私が心配しているのは、そういう形の中で、財源がどんどんどんどん肥大化する中で、いわゆる併せてそれに比例した公債比率もどんどんどんどん上がっている。それが同じ13パーセントでずうっといってもよね、結局公債費の枠組みというのはどんどんどんどん、やっぱり借入金というのは増えていくわけでしょう。70億の13パーセント、80億の13パーセントといっても決して金は、80億に対する13パーセントというのは、70億の13パーセントに対してはやはり額は増えていく、ね。

今度、逆に縮小したときに、一挙に総予算に占める公債費の比率は膨らむわけでしょう。これは縮まんわけで。外側の、いわゆる一般の総予算は縮まっても、借り入れた額は縮まない。これは逆に、比率で表すと膨らんでいく。だから、ただ公債比率をこれで抑えていけば大丈夫という、まあ今後ずうっと国の経済状況も変わって、どんどんどんどん国から下がってくる金が、まあ住民の暮らしもようになって税収も伸びる、いろんな形で自主財源も伸びて、いう内容が見えておれば、それはこの点で、まあ公債費も借入金も増やしても十分返せる見通しが立つけれど、結局収入が減ってくると、借り入れた金は返すことがなかなか困難になるということを心配しているからこそ、その考えを持たれて本当に取り組まれているのかどうかということを最初から聞いておるんですよ。そんな感覚ないでしょう、今までの答弁の中に。ただ健全財政運営に努めていると思います、それでは答えにはならない。

それから自立圏構想というのも、まあ町長は相当な期待をされておると思うんですよ。これ、何の期待も持てないと思うんです。これから本当にこの定住自立圏構想に対して、国が100億の金をつぎ込みましょうというようなことならば内容は分かるけれども、それぞれの地方でこの話し合った事業に取り組む場合に公債費でやりなさいという、今の状況だと思うんです。財源の見通しがあるのか。

この定住自立圏構想で具体的にどういう内容を期待されておるのか、いうことを再度お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再々質問にお答えを致します。

まあ財政運営のですね重大さといいますか、公債比率に表れますように将来的な負担といいますか、そういったものをどのように、受け止めがどうも甘いというようなご指摘でございますが。それはですね、もう行政の一番大事な部分でございますので、そのことをとにかくにらみながら、バランスを取って進めておるというようなことを先ほど申し上げました。

まあ具体的にはですね、全体、分母が大きくなる小さくなるで、同じ比率でも金額は違うじゃないかということもありますが、そういったことも含めて財政シミュレーションの中でですね、おいて数字を入れて、また将来の税収減といったことも考慮に入れて、また合併特例債、あるいは合併10年後のですね交付税の金額、そういったこともすべてをシミュレーションの中に入れて、なおかつローリングといいますか、年々見直しをしながらまあ実質公債比率を抑えつつ、まあ住民の負託に応えていくという運営をしておりますので、決して手放しでですね、あれもこれもやりたいというふうなつもりでやっておるわけではございません。

また、私は16年に大方町の町長に就任をさせていただきましたから、18年に合併してこの方、そんなに大きな事業はやっておるつもりはございません。まあ私の思いとしては、少々生意気かもしれませんが、今すぐ褒められろと思うなというふうな思いで、5年でも10年でも辞めてからでも、良かったねというふうに褒められてもらえればいいんじゃないかというふうな思いで、随分、ちったあなことはやれというようなことも言われましたけども、どちらかといえば抑えてやってきました。で、ここに至ってですね、いろんな理由の

上で、先ほど来申し上げておりますけれども、結果として大型事業も取り組んでおるということでございます。

なお、定住自立圏構想についてですが、これについては今のところ議員おっしゃられるように、あまりのメリットは見受けられません。まあ、いろんな事業をする場合にですね、まあいろいろ対応が、国、県の、うまくいくと。支援はあると。金銭的な支援そのものはですね、あまりないんじゃないかと思っております。

まあ、ただ非常にこの件はいきさつがございまして、国としては大ざっぱに言えばですね、あまりにも人口が東京を中心に偏り過ぎるということで、やはり地方にそういった拠点的な人口の集中を図らなきゃならないということで、地方のまあ第2、第3くらいのランクのですね、5万人以上、10万人前後というような都市を中心に、その域内でひとつの、まあ、ある意味ではコンパクトシティというような概念でしょうか、ひとつの経済域、あるいは文化の域をつくるという構想です。

まあこれも議員おっしゃるように、そううまくいくとは私も正直思っておりません。ただこれについてですね、特別デメリットもないわけがございまして、ただ考えますのは、もう、特に幡多郡辺りで言いますと、1つの町がですね、病院だとか何だとかいうものを総合的なものを自己完結でですね、運営、経営していくという時代じゃないんじゃないかと。だから、そういった施設は広く幡多郡全域での住民の皆さんが利用する病院といったものは、けんみん病院にありますし、またそれぞれの市町村に診療所や、また四万十市には市民病院、かなり総合的な病院もありますけれども、それぞれがやはりサテライト的なですね位置付けで運営していくことが賢明じゃないかなと。それぞれがいろんな分野での完結型のですね総合的な施設を持つということは、もうあまり望めんといえますか、経営的に望めんのじゃないか。

そういった意味で、私はこの定住自立圏構想の中でですね、黒潮町でいろんな事業を興して、黒潮町の町民が潤うということは当然目指しながらもですね、場合によっては四万十市で働いて、夜は黒潮町で寝るというふうな構図もですね、当然あってしかるべきというふうな意味でとらえておりますので、まずデメリットはないんじゃないかと。それから何かのときにですね、幡多郡広域でこの定住圏自立構想に乗って、ひとつの事業が展開できるんじゃないかということにとらえております。

また、申し添えますと、知事がですね非常に高知県でもこの先進モデルの指定を受けたいということで、幡多地域名指しでございましたもんで、私どももそれに対しては一応、知事に敬意を払ったと申しますか、せっかくのお勧めでしたので、前向きに考えた、取り組んだ結果でございました。

以上です。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

再質問にお答えを致します。

先ほど竹下議員から、事業を何もかにもいろいろ、事業を導入しているというようなお話もございました。ここに係る基本的な考え方につきましては、町長の方からお答えをさしていただいたところでございます。

今後の財政シミュレーションについてでございますが、12月までには20年度の決算を基にお示しをしたい。で、その中には、先に議決いただきました本町の総合振興計画基本構想、それに伴う基本計画、あるいは基本計画に伴う実施計画、現在取りまとめを致しております。

その内容と、市町村合併協議会で協議されました建設計画、総合振興計画、整合性のある実施計画でなくてはならないという基本に立って計画を今まとめておりますので、それができましたらその事業を財政シミュレーションにスライドさしていくという作業を行ないます。そのときに、大変厳しい財政シミュレーションになるかと思っておりますけれども、議員の皆さんと厳しい状況を共有しながら、健全な財政運営に推移できるような

形で、議会にも絶大なるご協力もお願いしたいと。この基本に立って財政運営を堅持していきたいと、こういうことでございますのでよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

2 点目の国保問題について、移ります。

税の、もう簡単に、時間がもったいないので簡単に申し上げますが、税の免除申請についてこれまで取り扱われた件数、どんな、まあ納税への困難な住家に対してどういう、まあ取りあえずそういう税の減免をした件数をお伺いをしたい。

それから 2 の、子どもの保険証は普及しているか。今の、その資格証明書だけの家庭で、子どもを抱えているご家庭に対して、その国民健康保険証は給付しているのか。子どもの、まあ無保険という状況はあってはならないと思うんですが、そのことについてお尋ねを致します。

それから 3 点目は、短期保険証の発行について有効期間はどうか。まあ国からの今の、この厚生省の方からの通達もあると思うんですが、結局 6 カ月という期間で、短期間といえどもまあ半年間の期間でこの保険証をまあ出しているということになるわけですが、それはやられているのか。いう、この 3 点についてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、竹下議員、国保問題のカッコ 1、税の免除の申請についてどう執り行われているかということにご答弁させていただきます。

質問では、税の免除の申請件数は何件あるかということですが、20 年度においては 4 件でございます。この 4 件につきましては、納税困難なという要件での免除ではなく、高齢者のですね医療の確保に関する法律の改正によってですね、他保険から国保に加入をされた場合の軽減措置が制度改革でできましたので、それに沿って減免をしたものでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

国保加入の子どもの保険証の普及状況と、短期保険証の有効期限についてのご質問にお答え致します。

ご承知のとおり、国保の被保険者証は年度ごとの交付であります。本年 4 月 1 日現在で 2,770 世帯に交付されております。

子どもが病気などの場合に、これまで滞納世帯であっても納税の有無にかかわらず、1 カ月の短期証を発行していたところですが、本年度より少し改正をしております。子どもの保険証については、21 年 4 月以降ですね中学生以下の子どもすべてに、納付状況に関係なく、1 年間有効の保険証を交付しております。国保加入世帯の中でですね、中学生以下の子ども 344 名となっております。病気などのときにですね適切な処置、治療が行われるように交付されております。

それと短期証の有効期限についてですが、保険料の未納者については納税相談等によって分割納入などの確約を取りまして、できるだけ短期の保険証を発行するように努めております。本年 5 月末で、短期証の発行は

98 世帯となっております。

この短期証の有効期限については、前年度、平成 20 年度の滞納状況により、本町では 3 カ月、6 カ月、9 カ月の有効期限に区分して、納期による基準を設けて運用しております。有効期限が切れるまでにですね、更新手続きなど分割納入についての相談を受けてで、納税額にこだわらずに分割納入ができる方については 1 カ月の有効の短期証を発行して、必要な受診ができるように配慮しております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

まあ税の免除申請については 4 件ということであるが、むしろ、しかしこれはまあ老人保健ですか、切り替えの際のそういう内容があつて、国保の免除を恐らく一時的に免除するということだろうと思うんです。私の問うておるのは、税金、納税を全くようしない、収入もない、それからまあ取りあえず収入が全くない。まあ生活費がやつというような状況のある家庭に対して、減免をしなければならない、減免で取り扱いをしなきゃならない家庭というのはかなり増えていると思うんです。

そこらの内容について、掘り起こしをどういう形でやっているのか。ただ、税の免除制度ができました。その免除制度についてはいろいろなこういう、いろんなその条件がありますけれど、それに対してやはり免除申請、あるいは減免手続きというようなものをするのに、どういう、そういう家庭の掘り起こしというのはどういう形で行われているのか、いう点が非常にこう気掛かりな。つまり、まあ町長が認める特別な問題と、特別な事由がある場合、どんな理由になるのか私は知りませんけど。あるいは、もうどうしても支払う能力がない。足を逆さにして振ってもですね、鼻血も出ないというような家庭もある。今、病気であるにもかかわらず、病院へも行けないという家庭がこれは実際にあるとすれば、非常に重大な問題。そういうことが解消されているのか。まあ、取り上げられているのかどうかいうことを、再度お聞きを致します。

まあ私もいろいろ相談を受けて、まあもうこの減免制度とか何とかいうことでやりとりをするよりも、まあ生活保護の方で、医療扶助とかそういう方向で救済をするよう申請をさして、それでまあ何とか病院へかかっている者もいるわけですが、そういう取り扱いをしている。まあその制法にもようかからないというような家庭がたくさん、まあ少々出てきておるんじゃないかという考えですが、その点を再度お尋ねを致します。

それから短期保険の発行については、まあこれは大体半年間は大体、子ども、子どもに対しては半年間。あるいは病人でおる場合はそのくらいのまあ期間をもって、申請があつた場合にはそれをまあ出すということですが、そういう措置は取られておりますか。

以上、第 2 点目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

それでは、竹下議員の再質問にお答え致します。

議員から国保税の納税について、まあいろんな理由で払えないということに対して、どういった町としての対応をしているかということですが。前段にですね、国保税の減免の申請につきましては、地方税法第 717 条に基づきまして、黒潮町国民健康保険税条例第 26 条で定めておるところでございます。従いまして、この条項に従って減免措置の運用を行っていきたいと思っております。

議員が言われる納税困難な方への対応ですけれども、本町の課税方式は議員もご承知のとおり、応能、応益、いわゆる所得割、資産割、および均等割、平等割の 4 方式制としていることから、所得、資産がない方につい

ても、応能、応益の原則から、一定のご負担をお願いしております。従いまして、単に所得、資産がないことをもって減免を行うことは、結果として他の所得者の増税につながることにともなりかねませんので、低所得者への対応としましては、現状の制度軽減であります、5割、7割の軽減と、納税が困難な方につきましては納税相談の中で、個々の現状を見極めながら分割納付などによりまして、短期証の更新等を行いながら完納をお願いしているところでございます。

今後においても、制度軽減の活用と減免申請があれば、当該規定に基づきまして対応を行ってまいりたいと思っております。

実情をどうとらえておるかということですが、これは国保の運営事務局の方からですね、短期証等の方につきましては、時期時期をもって納税相談の文書を手紙で送りまして、おいでくださいということで納税相談のご案内をさせていただいております。それで、おいでいただいた方につきましては個々の状況を聞く中でですね、どれだけ納めていただけるかといったことをお伺いしながらですね、先ほども申しましたが、保険証の延長の更新を行って病院にも行ってもらっているのが現状でございます。

ただ、この国保税というのは目的税でございまして、やはり共助協力という制度からですね、まあ議員からも出ましたけれども、どうしても払えないということであればですね、この国保税の免除、全部免除というよりも、その人の生活全体を社会福祉で見るのがですね本論になってくるのではないだろうかと思っておりますので、そういったところでご理解をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

短期証の発行についてはですね、先ほど申しましたように、前年の納期に応じて区分分けしております。前年の1期分までを納めた方が3カ月の有効、3期分までが6カ月の有効、それから6期分までが9カ月の有効の短期証を発行しております。短期証の発行によりまして、まあ特別な事情がなくですね滞納している方との面談の機会を増やすということで、納税の促進を図る目的でこの短期証を発行しているものですのでご理解をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

課長2人に答弁致させましたけども、少し私の方から答えたいと思います。

まあ、今答弁しましたようにですね、いろいろ制度に基づいて、まあ行政としてはですねまあ遺漏のないように、そういった払えない人に対して十分な配慮をしながら、ということをやっております。

が、議員の間われる一番心配される部分は、そういうまあ十分に払っていけない後ろめたさと言っていいんでしょうか、そういうことのためにですね、病院受診を抑制されるというような現実がありはしないかということですが、それをまあ議員の言われるように、掘り起こすというのは非常に困難な問題かと思えます。

しかしながら、これは非常に大きな問題でもあるし、このいろいろな減免等、制度の趣旨からいってもですね、その部分を一番懸念するからこういう制度があるというふうにとらえてもおりますので、今後、細かい配慮の中でですね、そういったことの起こらないよう努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

次の質問に移りたいと思います。

まあご承知のように、病気にかかって国保の保険証がないために、病院へかからなくてはならない方が過去にまあ病院にも行けず急死をする。そういう方たちが実際にこの黒潮町内で起きておる。

だから、そういう皆さんに対してやっぱり救済をどうするのかということを考え、まあ何とかならないのかということで、まあ今のこの国保のまあ救済措置をまあ伺った。まあ十分まだ勉強してないので、まあ恐らく事務局の方へはそれぞれ、国からの指示というのが下りておると思いますので、そこらあたりも照らし合わせて取り扱いを改善すべきは改善してほしいと。

それから、次には学校の危機管理についてお伺いを致します。

ご承知のように、まあ入野小学校で起きた問題についてまあいろいろ、これまでも過去にも質問をし、責任の所在をただしてきたところです。まあこういった問題は、それからこういった扱い、ね。問題よりも扱いは、二度と行ってほしくない。まあ事故の発生については詳しくは申し述べませんが、1メートルの高さから後頭部を下にしてコンクリートの上へ落下する。そうした状況にありながら、軽い打ち身だと思って処理をする。そういうことで現在も、まあその日に、7時間後に、まあ緊急に病院へ訪れてまあいろいろ検査を受ける中で、初めていろんな、こんにちに至っては後遺症という非常に厳しい状況にある。まあはっきり申し上げて、死に至っても不思議はない、そういうまあ大げがですね、をしているにもかかわらず、軽い打ち身だと思って処理をした、ということなんです。

これに対して、教育委員会は一切対応ができてない。まあそこそこの、実際に学校のまあ報告書のとか何とかいうことの中で、その内容をどういう状況にあったのかどうかというようなことをまあ調べて、それで適当な処置をするような、それも校長名で、ただ断わりに行ったとか何とかいうことであるけれども、それで済むような状況じゃない。

ここに危機管理に対する、小学校の危機管理、中学校の危機管理についてのまあマニュアルを取り寄せて、いろいろのぞいてみました。その中では確かに、該当の児童から話を聞く、それから保護者への連絡をする、けがをした場合、必ず管理職と保護者に連絡をすると、そういうことが実際に取られたのか、このマニュアルに基づいて。恐らく、何にもしてないんじゃないか。ただ、軽い打ち身やからそんな連絡もする必要もないだろうということで、取り扱いをしてる。

まあ、この今の現状というのは、月曜日にちょっと高知の方の国立の方へ行ってまあ検査を受けたようですが、その以前にけんみん病院でもまあ検査をして、全く回復の保障はない。今の後遺症の段階で、回復をするという保障はない。しかも進行状態なんです。今、下肢のむくみが出て、そしてまあ手足のまひ状態というのがこう起きてきている。それで、その手足のしびれとか何とかいうような状況が起きてきて、それがまあ進む状況にある。この状況でいけば将来はまあ車いすで、いわゆるもうかなりな重症の障がい者になる。重度の障がい者になる、というような状況が今起こっておる。子どもの一生というもの、生涯というもの、それをめっちゃめっちゃにしておるんですよ、今。奪い取ってね。

昨日も、人権という問題について質問がありましたけれど、結局、児童1人の人間の将来が踏みづけにされて、つぶされて、そうしている中で、どこに人権がある。これこそ大きな人権問題。それで、まあ一時期、今スポーツ保険でかかっておるんですが、それが病院代はいわゆる退院のときに即座に払わなければならない。月々払っていく。そして、月々スポーツ保険の方へ申請をしてから、まあ2カ月くらいかかるらしい、金は。ところが病院代はそのときに、退院、もしくは1カ月後に、もう請求があつたら払わなきゃならん。そのため

に、そのつながりが何ともならんから、一応、何とか一時的にでも、まあ何とか見てもらえんかなあということ
で相談があつておる。むげに、そんな制度ありません、そんな金はありません、財政側には、予算があります。
突っ張ねられる。結局何ともならんから、結局社会福祉協議会の方で、まあ、そのお父さんの友達の保証人に
なってもらって金を借りて、工面つけて病院へ行つてると。まあ、かなり長期間の入院を要するようです。

そんな状況に子どもも家庭も追い込んでね、それで何にも対応ができない。こういう学校の危機管理の内容
というのは、これで本当に安心、安全な、この危機管理のあれに書いてあるように、大切な子どもの生命と安
全を守るために、危機管理のマニュアルが備えられているにもかかわらず、こういうまあ、実際にこの事件が
起きている。こんなこと許されますか。私はそういった内容の中で、まあできるだけ何とかしてくれるじゃろ
う、委員会だから子どもの、学童の問題だから、何とか措置をしてくれるだろうと思って、いろいろまあ仲を
持っていろいろ話しに行きました。けれども、それも何にもできない。ね。

かつて学校からの提出をされていた、その提出した内容の中にこんな報告書を見て、こんなざつとした学校
があるかと。内容をもっとちゃんと調べて、どこに問題があつたか委員会で調査をして明らかにしなさいと、
たった4、5行の書いた紙切れで、これで学校から報告のことは事実ですので、まあ、事実は事実なんです。軽
い打ち身だと思って何にもしなかったという事実なんだ。その報告は事実だろうと思う。そういうその形の中
で委員会としては、学校に対して適当な指示も何にもできない。むしろ、避けて通ることだけしかできないと
いう、非常に残念なことをやる。ね。これが第1の質問。

2点目は、学校給食についてお茶が出ない。私、非常にこれも残念です。こんな質問を一般質問で取り上げ
てやるの非常にね、これも一般質問でやらなきゃならないのかと思うくらいに、まあ残念な気持ちがあります。
こんな委員会かよ。

今、中学校では学校給食が始まった。ところが、お茶は出ない。給食時間はわずか15分しかない、給食をす
る時間というのは。そこへお茶がない。まあ聞くとところによると、牛乳は出る。牛乳が出るから、牛乳でご飯
を食べてください。食事をしてください。ご飯を食うのに牛乳で飯を食っておる、皆さん、それぞれ食べてお
りますか。わしらはお茶がないと、なかなか飯は食えない。そんな形の中で学校給食が行われている。

子どもに食育じゃということで、これを何とか取り入れてやったわけですが、まあ食の教育としても、食べ
物はゆっくりかんで食べて、ね。食後も十分落ち着かして、健康上それは非常に大切なことです。ところが、
牛乳で食べなさいと。牛乳の嫌いな子どもは、空食いをしなきゃならん。まあうちの子は水筒でお茶を持って、
学校へ出ております。そういう状況というのは、これは何とかならんのか。委員会もどんな取り組みをしてお
るのかいう点が、非常に残念でならないんですが、ここらあたりどういう考えをされておるのか。

以上です。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

まず、1点目の件についてお答えをしたいと思います。少し、この通告とは若干内容が違ったかなという
ふうにも思っております。学校においては、何の対応もしなかったというふうに、今、確か発言があつたと
いうふうに思っております。

学校と致しましては、前にも述べましたが、まず危機管理マニュアルでの対応でございますけれども、学校
で事故があつたときには、報告、連絡、相談をし、その日のうちに即対応となっております。事故を発見した
担任から、校長、養護教諭、それから保護者への連絡等は、その日のうちにこの事故も行っておりますけれど

も、発見をしてから5時間ないし6時間たってから、担任の方から校長、あるいは保護者の方に連絡をしたという点については、前も申しましたが、危機管理に対する認識の甘さがあったというふうに思っております。

それから、医療費の立て替えの問題ですけれども、これは確かに竹下議員からもですね、相談を受けました。この医療費の立て替えといいますのは、事故が発生をして病院の方に入院を致します。そして、その請求事務をするのが翌月の10日までになっておりまして、その事務を済ましてからスポーツ振興センターの方に請求をします。いわゆるその教育委員会の方で支払いをするお金が約2カ月くらい遅くなるということでございまして、その分の立て替えができないかということでございますけれども、これは、なかなか教育委員会の方としては、立て替えについてはすることができません。

なぜできないかということですが、やっぱりこれは1人の子どもの対応ということになりまして、その1人の子どもの対応ということになりますと、難しいかなというふうに思っておるところでございます。

それから、学校給食にお茶が出ないということでございますが。この件につきましては、まず今月から大方中学校の方で学校給食が始まりました。この給食につきましては、先月3回の練習を致しまして、今月から本格実施というふうになったわけでありまして。

この給食にお茶が出ないということで、昨年度われわれ教育委員会と致しましても、米飯給食にお茶が出ないということはどうもなじまないのではないかとということで、昨年の6月に校長会において、給食が始まればお茶の供給をしたいということを提案を致しました。しかし、校長会におきましては次のような理由によって、そのお茶は必要にないというふうな意見も出まして、それを出さないということに決定をしたところであります。

その理由は何かといいますと、まず給食のメニューは牛乳を含めたカロリー計算や、栄養素を考えて作られているというものであること。それから、牛乳で水分は十分に取れ、お茶を飲むことによって水分の取り過ぎとなり、大切な食事が取れない。いわゆるその出された食事が全部取れないと、そういう心配があるということ。それからもう1つは、最初はこの牛乳というものに抵抗があるかもしれないけれども、子どもたちはすぐに慣れて、給食をおいしく食べている現状があると言えるというふうなことでありました。

その後私たちは、西部管内の学校給食を実施している学校に伺いましたが、その学校においては、これまで給食をしていた佐賀地区を含めて、お茶を提供をしているという所はありませんでした。

従いまして、大方中学校においてのお茶の提供ということは致しません。牛乳のみで対応したいというふうに考えておるところでございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

まあ、学校の危機管理については私、この危機管理のマニュアルを見ましてもですね、まあ教育長が言われた、大変甘かった、認識が甘かったということで、認識が甘いということでは、事の済む問題じゃない。1メートルの高さから、後頭部を下にして落ちたというときの教師の判断、その担任の判断。その判断が、ここへ落ちたらどうなるかという感覚さえない。そんな学校で、子どもの安全性というのが守れるか。

これは、高知新聞でご承知のように、4月の1日、2日と、まあこの問題を取り上げられておりますが、その中で、事故や災害が発生した際の初動態勢などをまとめた危機管理の対応マニュアルがあるという。だが、医療の専門的な知識のない教諭が、児童のけがの程度を判断する難しさを指摘する声もある、ということで書かれている。その次に、一方で県教委によると、初任者や10年目の研修で応急措置法など自他研修や安全教育のほか、

管理職への危機管理研修などを実施しているという。本当にまあそれをされて、それを受けておればやね、こういうことはないと思う。

私は自分なりに、ずぶのど素人なんで、医者じゃない。けれども少のうても、こりゃあいかん、溝へ年寄りがかけた。打ったところはどこか、頭を打っちゃらんせんか、ひょっとしたら頭を打っちゃる、腰の骨を折っちゃらんせんか、目には見えないけれども、すぐに病院へ行くのが普通の人間のすることです。まして学校で、首から上のけがをしているということを確かめておれば、子どもの言い分を聞いておれば、これは危機管理マニュアルに書かれちゃうとおり、病院へすぐに搬送しなきゃならん。家庭へ連絡を取ったのも、約7時間くらいかかっておる。脳挫傷とか、脳内出血とか、そういうことを起こしておつても不思議はないような状態で、けがをされておるんです。そんな状況さやね、軽い打ち身じゃと思って処理をされる。しかも校長と担任と一緒に、取り組んだことがあたかも適正な取り組みのようであったかのように報告をされておるけれども、内容を見てみると何にもしてない。軽い打ち身だと思って、様子を見ることにしたいということだけでしょう。軽い打ち身だと思ふような根拠は一切ないんです。そういう中で、今皆さんが、やっぱり学校の先生方がこんなずさんな教師とおんなじような感覚でいるとは思わないけれども、十分危機管理に対する認識というものを深めてもらうということはしなきゃならんんじゃないかと思うんですよ。この取り組みができるのか。

もう1つはやはり、今どん底の状況の中であえいでいる、この当人。これに対してちったあ励ましてもね、するようなこともしなさいや。

1人の人間だからといって、甘く見ちゃあいかん。1人の人間の人権でも、これは大切にしなきゃならん。そのことを避けようとしておるんですね。これは学校で起きた問題で、まかり間違えば死亡しておったかも分からん。今は幸いにして死亡には至らなかったものの、今は後遺症で苦しんでおる。この子どもに与えた損害、今の状況をつくり上げたこの損害、これの保障はどこがするの。個人があくまでもこらえて泣かないかん状況。立て替えということを言ったけれども、病院代を立て替えてくれじゃない。2カ月のやりくりがつかないから、何とかならないか。いわば、2カ月すればそのお金は、保険からも返ってきたらそれを返すから、何とか融通は利かないかという相談で、金を立て替えて払えという内容じゃない。

自動車か何かで町道が管理せないかん、かつての町道の中でちょっと、そのふたをしてある所が何かで自動車の底に損害を与えたということで、すぐ損害を補てんをするというようなこともやったんですが、これは学校の責任において、いわゆる委員会の中の責任において、今こういう状況で子どもに損害を与えておる。この状況というものはつきりしなきゃならん。

まあ、お茶の問題はまた、校長とまたいろいろ話し合つて、改善をさすようにしたいと思います。

まあそういうことで、再度この点について質問を致します。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

再質問にお答えを致します。

児童が今度もまた入院をされたということでございますので、まあ我々と致しましては一日も早く元気になって退院をしてほしいというふうに考えております。

それからまた、これまでもいろいろとまあお答えもしてきましたが、入院をされるということにつきますと、やっぱり子どもというのは学力等についても低下をするのではないかというふうなことを心配をしております。我々が考えている責任というのは、そのような学力保障、あるいは心のケア、そういうことを今後もしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

それから、一時立て替えの件ですけれども、一時立て替えの件につきましては、これが仮に教育委員会の方で立て替えをするということになりますと、非常に件数的にも多くな件数が年々、学校で起こる事故が発生しております。まあそのこと一つを取ってみましても、19年度には282件、それから20年度が201件と、まあそのような状況でありまして、これをすべて一時立て替えをするというふうなことは、まず不可能であるというふうにご理解願いたいというふうに思っております。

(竹下議員より「議長、ちょっと小休にしちよって。今の危機管理の問題で、職員に対してもっと、危機管理に対する認識を持つような指導をちゃんとしていくかどうかということは今、再質問で訴えたわけですが、それについてやるのかやらんのか」との発言あり)

議長(小永正裕君)

3回目の質問でいきますので。

(竹下議員より「3回目の質問じゃない。まだ2回目じゃけれど、あと5分しか残っちゃらんね」との発言あり)

そしたら、教育長。

教育長(松並 勝君)

竹下議員、大変失礼を致しました。

今の質問に対して今の指導をどうするかと、危機管理に対する指導をどうするかということは私の答弁が抜けておりましたので、ここであらためてまた答弁をさせていただきたいというふうに思います。

今回の事故を受けて、私たちと致しましては、臨時校長会、あるいは定例校長会において、何回もこの危機管理の徹底を図るように指導をしてきましたし、また今後もしていきたいというふうに考えておるところであります。これを受けて、各学校では職員全体で危機管理マニュアルを再確認を致しまして、保健室の運営管理、それから緊急体制の意思統一を図っています。また、児童生徒に対しては危険な場所などで遊ばないような学級指導も行っております。

今後もこの事故を教訓に、教職員全員が危機管理マニュアルを確認をし、危機意識が高まる取り組みを行い、冷静で的確な対応ができるよう指導をしていきたいというふうに思っております。

議長(小永正裕君)

竹下君。

16番(竹下芙佐雄君)

まあはっきり言って、委員会で学校に対するまともな指導ができる体制にあるかどうかということは、私、今、そういう疑問を抱かざるを得ない状況にある。まあ教育委員長に要請をして、議会にはちったあ顔出しをせよという要請を致したわけですが、議会には出てきてちゃんとそこへ、ちゃんと教育委員長のいすも構えてあるんでね、今日初めて要請をして、やっこさ顔を見せてくれてる。

しかし、委員会でこういった問題をね、子どもの安全保障とかそういう問題について、委員会でどんな話し合いをしているのか。委員会といえば、これは学校のいろんな教職員にある皆さんに対して指導をしていかなきゃいかん。これはちょっとおかしいじゃないかと、こうしなきゃならんじゃないか、いうくらいの権限あると思うんですよ。それが学校言いなりに、今までなっておるように思うんです。まともな調査もようしない。だから、そういう点を委員会の審査の中できちっとしていく。

中でこう聞いた話だけれども、委員会の話し合いの中で、被害者の家庭の悪口を言う、ね。実際に委員会の中で言われたそうです。まあ事実かどうかということは、聞いた話ですから分かんけれども。そういう内容が出てくるような委員会の審査の仕方をしよるんです。思えん。

だから委員会として、もうちっと児童生徒、あるいは家庭に対するね保障を学校でしなきゃならんことはきちっと守らすということを、委員会でそんなことをきちっと審査すべきじゃないか。やっておるかどうか、これを最後にお聞きをしたい。

まあ私は、何もかにも学校の責任ということじゃない。家庭の中で親のしつけとか、いろんな子どもに対する家庭教育というのは、家庭の責任でやらなきゃならんと思う。しかし学校で責任を持ってやらなければならない、ね、保障しなければならないことは学校の責任できちっと取らす。そういうことをちゃんと守っていくべきじゃないかと思うんですが。

どうですか、そこらあたり。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

これまでも対応してきましたけれども、今後もこのことにつきましては、現在、我々が加入しております、スポーツ振興センターでの医療費の支出ということで対応をさしていきたいというふうに思います。

それから、委員会の中で保護者の悪口を言う、あるいは家庭の中で悪口を言うというふうなことが、今発言がありましたけれども、そういうことは一切ありません。

議長（小永正裕君）

教育委員長からは何かありませんか、答弁は。

委員長から答弁ありませんか、委員会のこと言われてましたけど。

ありませんか。

竹下議員、そこで3回終わりましたけど。

（竹下議員より「もう2分残っちゃうけど、まあこれも貴重な時間やけれども3回済みしましたので、まあこれで置くけれども、まあ、そんなことはありません、そういうことはなかったですと言うけれども、そう言われざるを得ん。事実はあるんです」との発言あり）

これで竹下英佐雄君の一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩致します。

休 憩 10時 48分

再 開 11時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、田辺守君。

4番（田辺 守君）

通告書に基づき、質問をさせていただきます。

本日は通告書に書いているとおり、幡多土木へ県管理部分において地域からたくさん要望があり、その要望事業の現地調査、こういうことに同行をし、率直に県管理部分においての道路河川等々の個所について自分なりに思ったこと、要望したいこと等を、本日の質問の趣旨とさせていただきます。特に本日の質問に対しては、町長にお答えをしていただきたいと思います、そういう考えでございます。

詳細について述べさせていただきます。

平成 21 年 5 月の 15 日と平成 21 年 5 月の 19 日の 2 日間、産業建設常任委員会と関係課長、ならびに県関係の担当職員合同の、平成 21 年度高知県への要望現地調査を行いました。私も産業建設常任委員会の 1 人として参加をしたわけでございます。

要望事項の内容は、各部落から上がってきた要望を集約した、約 80 から 90 カ所。その中身といいますと、県道の改良、河川の土砂撤去、河川堤防の改修、海岸堤防の修復、大規模公園内排水口付近の土砂の取り除きおよびしゅんせつ、防災対策としての亀裂個所の補修工事、道路の照明灯の設置や河川堤防の舗装等であります。

現地の調査には地元の区長さんや関係役員も同行して、現地の見回りの現場では、県当局に対し強い要望の下、改良箇所付けルートの進ちょく状況や、机上事務処理の遅延を声高に指摘する場面もありました。

その中で県は、国の地方重視策の下、平成 21 年度当初予算に、地域活力基盤創造交付金を活用した県道の整備費、新交付金事業で、約 75 億円を計上しております。

特に、中山間地域等の命の道の整備を進めるとあります。新交付金の使途は、臨時交付金同様に地方の自由度が高く、内容と致しましては 1.5 車線の道路整備のほか、2 車線化の改良、歩道などの交通安全対策に充てられておりますが、1 年、2 年の期限付きであることも申し添えております。

そこで、現地にまいる中で、県の担当職員も今や地方重視という追い風の今、今までのように関係地区の区長さんや地区役員など個々の要望ではなく、黒潮町が一体となった要望が望ましいと答えてくれております。

そこで町長は、要望事業および要望の事項は先般承知してと思いますが、今こそ先頭に立って、課題の解決に向け強いリーダーシップを取るべきだと思います。

そういう観点から町長の方に、県管理の道路ならび河川、海岸堤防の修復、大規模公園内の排水口付近の土砂の取り除きやしゅんせつ、さまざまな県管理の箇所についての要望ならびに陳情、そういう部分において、まずお聞きをしたいと思います。

1 回目を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

田辺議員の幡多土木への要望事業についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の中にありましたように、国をはじめ高知県でも景気対策も含めて、まあ雇用の創設、その他もろもろの現状の地域社会に対して、いろんな支援策を講じていただいております。

そういった折に、昨日のご質問の中で松田課長が答弁致しましたように、我々の所管の土木事務所、幡多土木事務所におきまして、前年からの引き継ぎを踏まえて、担当課長等が大変なご配慮をいただきまして、先ほどのご質問にありましたような現地協議というものが先ごろ行われました。

それに基づきまして、議員の皆さんにもお配りを致しました各地域からの県土木へ対する要望の箇所が、80 から 90 カ所ですか出されております。これにつきましては、議員言われるように大変懸案の内容、あるいは地元の熱い要望、そういったことばかりです。まあ、小さいもの大きいものありますけども、特に川のヨセの、あるいは土砂のしゅんせつ等につきましては、一時期は県の方も予算がないということで、各地区から要望があるにもかかわらず、ほとんどできないような状況もありました。

今回そういった意味で、懸案であった要望のその内容、まあ要望内容のあらためての精査と申しますか、そういったこと。また、用地等の伴いますものにつきましては、地元の対応がどうであるか、そういったことも再度チェックも致しまして、強力に県の方へ要請を致したいというふうに思っております。

目下のところ、この前現地協議をした要望個所につきましては、幡多土木事務所において回答をするべく、回答書の作成をしていただいているということでございますので、その結果をお伺いしましてから、また私自身も共にですね、担当課長等と幡多土木へお伺いしまして、詰めをしていきたいというふうに思っております。

また、いろいろ台風シーズンもやがて来るわけですので、それに伴っていろいろな、今から新たな要望等も出てくるのではないかと予想されますが、県のこういった前倒し、あるいは、それにもありました地域活力基盤創造交付金の活用等をいい機会ととらえて、強力に要望活動を推し進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4 番（田辺 守君）

町長ね、僕が思うにですね、先輩議員が先ほどの質問の中にも、まあ公債費の肥大というような部分において質問をしたわけでございますが、まあ町長になってあまりそういうふうな大きな事業はやってこらったと、まあそういうふうな発言もされたように思います。

町長に私がお尋ねしたいことはですね、やはりその県関係の施設、まあ特にですね、県道関係ならびに河川の土砂撤去、この2つぐらいに絞ってお伺いを致しますが。

河川の土砂撤去、ヨセがどの地域にも、どの河川にも、もういっぱい茂っておるわけでございますが、その地域地域で地元の区長さんをはじめ、関係の中で要望していく中の声として、県の職員からは、どこか近くで、地域で、この土砂を、残土を捨てる場所はないかというような声が行くところ行くところで聞かれます。ある地域におきましては、残土置き場をもう何年も前から構えておる。しかるにその残土置き場は、その地域で行われる公共事業のみに、地域のための残土置き場であるので、他の地域から持ってくることはできない。県の担当職員が言うにはですね、たくさんの河川のそういう土砂やヨセ、こういうのを撤去するには、やはり優先順位を付けて取り組まなければならない。従って、そういう残土置き場を構えておる地域が優先にもなろうかというふうなお話をされております。そしたら、地域によったらそういう残土置き場のない所は、ヨセの撤去、河川の土砂の撤去、これが予算的に相当難しいというような部分になってこようかと思います。

そこで私は、1 つ提案でございますが、旧佐賀地区には高規格道路ならびに、それにかんする工事の残土を置き場として確保するよう、今努めております。旧大方地区におきましてもですね、関係地区部落1つの所の残土置き場ではなく、何部落かが一緒になって、公共事業等のそういう河川の土砂じゃヨセ、ならびに道路改良に伴う切り土、そういう置き場所を町の責任において構えるべきじゃないか、そういうふうに前回の幡多土木の担当職員と回ったときの声で実感を致しました。

また、県道が本町には何路線かあるわけでございますが、まず初めにですね、下田の口のバイパスの改良要望が何年も前から出され、まあ県当局が取り掛かってもらっておるわけでございますが、この地域はですね、来たるべき東南海地震、津波対策としても部落内に避難道は造っておるわけでございますが、この下田の口バイパス構想がですね、早く着手し結了するとすれば、来たるべき東南海地震の避難道としての代用もできるのではないかという声をですね、地元の区長さんならび関係の役員からも声が出ておりました。

そしてですねもう1つは、県の職員も人事異動等で前任者が代わっていくわけでございますが、新しく赴任をされた方、係になった方は、この間の現地調査のように、また現場をこう見たいという要望の中で現地の見回りをしたわけでございますが、ある地域におきましては要望個所の現状、なぜ幅員がこれだけ狭いので、バイパスを造っていただきたいというふうな要望の下で、そしたら、その狭い幅員の場所をもう一度現地で見て

みろうという声が出ました。するとですね、その地域の区長さんならび役員の方からは、もう見ることはない、もう何年も前からこういう現状であるから、バイパスを造っていただきたいという要望の下でこの事業は進んでおるのである。だから、現地を見ることもないというような、強い声の要望がありました。

そしてですね、中山間地域につながる道。これは手前みそになろうかと思いますが、2路線をお話させていただきます。早咲から大井川に通ずる道、北郷地域でございますが、この部分をご案内のように県道でございます。そして、上田の口から馬荷の小学校を通じて、お隣の四万十市蕨岡に通ずる道、県道岡本大方線。県道でございます。先輩議員や同僚議員からも議会の中で、道路改良については度々質問があります。特に、中山間地域を通る県道においてはですね、その改良がすなわち地域の町道を含めた部分の改良につながるわけでございます。その北郷地域においても、馬荷、大方岡本線の地域におきましても、地元の区長ならび役員、また住民はですね、やはり町長ならびに関係課長、特に副町長を含めた町長部局の方に、その県道の今の状況、つぶさに見てもらいたい。やはり課長に任しておるとか、例えば机上の文書の中で県当局に要望をするとか、ついでのもちと言ったらなんですが、町長、どこかの会合で所長に会った、どこかの会で大臣に会った、お願いをしておるということではなくして、現実もつぶさに認識はしてもらっておろうとは思いますが、私ども馬荷地域の、かきせ川地域づくり協議会とか、北郷地域の地域活性化協議会、この2路線にまたがる地域は、菜の花祭りや花火大会、また、コスモス祭りや山村再生事業のそういう補助事業を取り入れて、地域が頑張っております。

それはですね、1つは町長はじめ町の幹部の方にですね、この中山間地域の道路事情の現実を見てもらいたくて、ご案内をするひとつのきっかけのイベントとしてもですね、開催をしてるわけでございますよ。町長も案内のない所にはなかなか行けれんと思います。私どもは、そういうイベントならびに再生事業を掘り起こして、町長はじめ副町長、ならびに担当課長はもちろんのことでございますが、ここにお集まりの町の執行部の方に足を運んでいただき現実を見てもらいたい。そうすることによってですね、やはり中山間地域の県道、これが改良推進が遅れておるなあということが肌身に分かっていただける、そういう思いから各種イベントも開催し、地域はですね、目を中山間地域の方に向けていただきたい、そういう思いもあるわけでございます。

町長、今ですよ。私はそう思うがです。1人はみんなのために、みんなは1人のためにいう標語もあります。私が思うには、国道56号の改良、また、高規格道路の佐賀の地域からは久礼坂を通過して進んできております。そういうことに対してはですね、町も挙げ、県も挙げ、国に対して強い要望を持って望んでおります。しかし県道の改良、こういうことに対しましてはですね、私が今まで経験し、体験した中ではですね、地域が、区長が、期成同盟会とか促進何とか会というものをつくってですね、幡多土木ならびに県庁の方に、過去、部落の役員総出で陳情要望に行ってきた経緯があります。もうそういうふうなね、地域の区長が、役員が、県当局へがん首そろえて行くようなときではないと思います。やはり町長が先頭に立って、何かのついでにお願いをするということではなしにですね、先ほどの答弁の中にも、7月ごろにはこの見て回りの結果が出ると、それを踏まえて、担当課長とお願いに行くという答弁はいただいたわけですが、あまりにも今までの行動が、私は遅かったんじゃないかと。そういうところに対しての目の付けどころがなかったんじゃないのか、厳しい言葉ですが、そのように思います。町長、町長の仕事も多忙じゃとは思いますが。しかるに、副町長も2人おりますから。

私は、自分の思いを今述べさせてもらっておるわけですが、黒潮町となり佐賀と合併し旧大方町、今は黒潮町でございますが。1つ良かった点は、その道路の改良において、旧佐賀地域の行政のやり方といいましょうか、そういうものは格段に旧大方地区の課長ならびに職員の間にも見習うべきじゃないろうか、そういうふうに思うわけでございます。道路を改良する方に力を入れて、そしたらほかの部分において見劣りする部分が

あるかというようなことになろうかと思いますが、私が思うに一つも問題はない、そのようにこの間の見て回りで実感を致しました。

町長、何度も言いますが、今こそ強いリーダーシップを取ってですね、黒潮町のトップセールスマンとしてぜひとも県当局の、足を運んでいただきたい。生の声をですね、やはり伝えてもらいたい。そうするには、今以上に中山間地域の道路事情を認識をしてですね、臨んでもらいたい。

町長、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

田辺議員の再質問にお答えします。

まず最初に、今までの県当局への黒潮町内の県関係の要望に対して、あまり力を入れてなかったといえますか、直接的に町長自らが赴いて、そういう要望をしてきたかということでございますが。その点につきましては、素直に反省も致しまして、今から一生懸命取り組みたいと思っております。

まあお話の中にですね、河川の土砂、あるいはヨセの撤去の問題等ありました。私も余計なことではありますけども、随分前に自分の仕事の関係で幡多土木へですね、当時の中村土木でございますが、ちょくちょく行っておりますときに、ちょうど蜷川の部落の役員も10年ほど通算してしましたので、いろいろな要望も当時も致しました。そしたらあるときですね、ひょっと肩をたたかれまして、例のしゅんせつはできるかというようなことで急にですね、降ってわいたように200万ほどで川のしゅんせつをしてくれる話が飛び込んでまいりまして、早速やってもらった思い出があります。

まあそのへん考えますと、地区でのですね要望に対する地区での対応、さっきも言いましたが、用地の伴うものでしたら、地区が責任持って用地の買収の確認をするとか、また残土処理場の提供等協力をするとかいうふうなこと、非常に大事なことであらうと思います。

くだんの地区での残土処理場の設置ですけども、これもまあ自分の地元の蜷川のことじゃないかなというふうに思うわけですが、古くから残土処理場を構えまして、いろいろと事業の関係にですね役立っております。まあ、議員ご指摘のように、地域だけというようなとらえ方ではありますけども、おとし、国道のそばの住宅の道路がですね、大量に土砂が崩れて緊急事態がありましたが、そのときなんかにはその残土をですね、そこへしたということで、まあいざというときには協力もさしてくれているようでございます。

まあそういったことはいいんですが、まあ蜷川の話ばかりですけど、蜷川の県道の改良がですね、奥の方はまあ局部改良、それから、私の家の近くからはですね、国道上川口まで約3.5キロくらいだと思うんですけども、全面改良で工事が平成2年から始まりました。が、その3.5キロ程度のものがですね、まだ若干残っております。もう、つまり18年もかかっておるということになりましょうか。そのくらいこう一時、県の県道改良の事業もですね停滞しておったということで、その間に要望活動の在り方等も、随分昔となら変わったかなというような実感もしております。まあ私の努力、私のことにつきましては先ほど申し上げましたけども、そんなことで、議員おっしゃられるように前みたいに地域の役員さんがですね、県議会議員の先生にお力添えをいただいて、中村土木あるいは県庁まで赴いてですね、強力に要望をするというようなことは、あまり見受けられなくなったなというようなこともありまして、つつい私も、そういったところに流されたかなと、深く反省もしております。

まあそれで中山間地域の道路、あるいはそういう社会基盤の整備というものがいかに大事かということを言われましたけども、まさに道路なんかはですね、ただきれいな広い道路ができて利便性がよくなったと、便利

になったというだけじゃないと、私も思っております。中山間の集落においてはほんとに、そこに住む人たちの誇りと自信がですね、道路がきれいになることで持てます。私は蜷川に住んでですね、だんだん道路が出来上がっていくのを体験して、ほんとにそのように実感を致しました。人に来てもらってもですね、胸を張って蜷川へ来てくださいよというふうに言えます。ですから、本当にこの道路の改良というのはそこに住む皆さんにとって、心の問題も含めてですね、利便はもちろんですけども大事なことであらうというふうに思っております。

以前、蜷川の奥の部落で、役場の幹部が来てですね、地域の要望を聞く会がありました。もう十数年前ですけども。そのときに、ある課長がですね遅れて来まして、めったに来んけん、道を間違えて遅れましたという、思わずですね、ほんとのことを言ってしまいました。そしたら地区の人はですね、すごく怒りまして、めったに来んということがいかんがじゃというようなことで、大変こう最初からですね紛糾したことを今でも覚えておりますけど。まさにそのへんにですね、我々の認識というものが非常に大事なところがあるんじゃないかなと思っております。

ですから、まあこれからですね議員のご指摘のとおり、今まで以上にですね地域にも入って行ってですね、地域の道路の実情等も、把握にも努めたいと思います。が、常日ごろからまあそういった気持ちも持っているということもご理解いただきたいと思いますが、私はこんなことも考えております、ずっと以前からですけども。

馬荷でいいますと、福堂からですね田の口まで出てくるのに、デジタルカメラで何枚シャッターを切ったらですね、大体道路の全貌（ぜんぼう）が画面に映し出せるかと、260 枚ほど。自分でやってみました、当時。どこの路線もですね、大体まあ人家がある所からの国道までのあれにしましたら、大体 250、60 枚撮ればですね、どこの場所というのは全部写真に映し出せます。まあそういったことも含めて集落それぞれの、県道、町道の管理というものを今からもっと真剣に考えていきたいというふうにも思っております。

以上です。

（田辺議員より「議長、ちょっとね、さっきの質問で」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 11 時 36 分

再 開 11 時 36 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（下村正直君）

いろいろでしたので、つい漏らしました。

残土置き場につきましてはさっきも申し上げましたように、まあ、これは蜷川の話ばかりで恐縮ですけども、何十年前前からですね残土置き場を構えて、非常に重宝といいますか、実際に役に立っております、いろんな意味で。

ですから、各集落にですねそういった所が適当にあればいいんでしょうけども、なかなかそうもいかないと思います。で、町の場合もですね、断片的といいますか、時々そういったことで手配をするというようなことはありますけども、町の段取りでですねどっかに大々的な、何集落かが対応できるような残土置き場というようなものを今までちょっと作ったことないんじゃないかなと。まあ佐賀では今、バイパスの残土関係をですね、

処理するための場所を作ろうとしておるわけですけども。

それから、馬荷の道路改良に伴いまして、大変区長さんでもある議員にはお世話になりまして、今、福堂の奥でですね、残土場を作るべくいろいろ作業を進めておるところですが。まあこれから先いろいろ、これはもうとにかく適地といえますか場所がないといけませんので、いろんな公害的な問題とかも含んでおりますので、なかなか場所はありにくいわけですけども、今後考えていきたいというふうに思っております。

まあ、今までのことでちょっと私間違っておるかも分かりません。大井川の奥にですね、残土をしておった場所もあるようですので、まあ若干そういうことはあったと思いますけども。

まあ、担当課長とも最近そういった話もしておるところですので、今後検討をしていきたいと思います。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4 番（田辺 守君）

まあ町長の今の答弁の中で、今以上に県当局にも足運んで、事業推進に向けて頑張っていくと。

それともう一つ、その残土置き場のことについては明確な答弁はなかったわけですが、やはりこの間の見て回り、そういう状況の中においてはですね、現実として、やはりそういう残土置き場というもんがあるかないかで県の方も対応が違ってくるということは現実であります。

ぜひともですね、この広い黒潮町でございます。まあ佐賀地域にはその高規格の関係で、その残土置き場を今構えていく段取りをしておるわけですが、ぜひとも旧大方地域におきましてですね、先ほど申しましたようにですね、一部落で、その部落の中で発生する公共事業の残土を置くということできなくてですね、真剣に尋ねてみたらあろうかと思えます。地域のつながりの幾つかの部落、この地域はここへというような部分を何カ所か構えればですね、今懸案になっておりますところの河川の土砂ならびにヨセの撤去等々も進ちょく率も早くなっていこうと、そのように思いますので、ぜひともですね担当課長、ひとつそこらあたりも目を広げて、道路を造るには用地が解決せんとできん、地元も頼むぜと。ほいたらある意味において、道路を造るには残土を置くところがないとできん、もうこういうふうになってくるわけです。ぜひともですね、そういうふうな手前で段取りができることは早め早めに手を打って、そういう状況にしてもらいたい、そういうふうに思います。

最後にですね、町長、この県道の改良、まあ下田の口のバイパスと県道岡本大方線、そして、加持から奥に入る大井川のこの県道の分、下田の口のバイパスの部分においては、2 種の何級と言ったのでしょうか、まあそういうふうな規定の中の幅員等々の中での改良というふうに聞いておるわけですが、県道岡本大方線ならびに北郷地域である加持川線の県道は、今の 1.5 車線化部分改良というようなことで個所付けをし、工事もまあ進んでおるわけですが、決して町長の地元である蜷川のような 2 車線化の道を要望し、工事に取り掛かってもらっておるわけではございません。何遍も言いますが、部分改良で 1.5 車線化、そういう部分で要望をし、何カ所かの個所付けをしてもらっておるわけですが、私の言いたいことはですね、この国の、県の、地方重視という追い風の中で、懸案であった中山間地域の命の道を、今ですね個所付けをされておる部分だけにおいてもですね、進ちょく状況を早めてもらい、そういうことによってですね地域の要望も通るし、また、よく言われる雇用対策、こういうもんにもつながってきます。

また、下田の口のバイパスにおきまして、来たるべき東南海地震の避難道としての代用、こういう部分も大いに活用できてくる。そうするにはですねやはり手前から、残土置き場の部分、さまざままた切図等々で混乱しておりますところのそういうクモの糸がもつれた部分も、机上の中で処理をしていける事務処理、そういうことらもあるかと思えます。前段でできることもたくさんあります。万全の体制をもってですね、ぜひとも町長、先頭に立ってですね、この県道改良に伴うしっかりとした振興計画を頭の中へはめ込んで、県当局

に対する要望、陳情、そして、町長を中心とした組織立った行動をですね、県当局も望んでおるわけですよ。

ぜひとももう一度、決意を述べてください。時間がありません。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

もう一度、決意をということでございますが、ほんとに先ほどお答えの中で申し上げましたように、蜷川の道路なんかでもですね、18年もたっていないまだに残っているということは、途中でですね、言葉は適当ではないかもしれませんが、県当局にどれだけお願いしてもですね、お金がないお金がない一辺倒で、もう何ともならないような時期が事実ありました。それで私も、そういった雰囲気にかう流された部分もあったんじゃないかと、自分でも反省しておるということでございますけども。

今回は、つい最近ですね、田のロバイパスについてもお伺いしましたら、幡多土木はやりますよと、問題はありません、やりますという返事もいただいております。そんなことですので、随分環境も変わってきているということで、この機を逃す手はないわけですので、全力を挙げてですね要望、陳情活動も、自らやっていきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

これで田辺守君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 46分

再 開 13時 40分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

通告書に基づきまして質問に入らせていただきます。

まず1問目ですが、先に計画しておりました、行政がやっておりました防災無線計画について、まあ済んだことではありますが、お伺いを致します。

当時、執行部からの説明として、私がひょっとしたら聞き漏らしちょう部分があるかもしれませんが、防災無線の事業は約8億円で、その中での持ち出しが3億数千万になるのだというような金額はお聞きした記憶があります。

そこでお尋ね致しますけど、その8億という金額につきましては、実施計画に基づいて当然出された費用額だということに思っております。まあそれで、さっきも言いましたように、町の持ち出し分の3億円ぐらいが必要になるかということについては理解しておりますが、まあ今ここで詳細な説明を、その経費についての説明を求めていますけど、まあ大まかなことでも構いませんが、ほんとにどれぐらいの積算でその8億という数字が出てきたかについてを、まあできるだけ理解ができるような形に、報告を質問致します。

2問目になりますが、この計画時に佐賀地区には平成8年より使用されております防災無線設備があるようにお聞きしておりました。まあこれ当然、時代が時代ですので、アナログの施設だと思います。それでまあこれも、デジタル化するについて、すべて設備その他をすべて新しくやり替えなあいけないものか。まあ恐らく

これは、新しい本部を新しくすることで、そちらの方は中継局のような形を取るようなことかもしれませんが、まあ、それが本当にすべて新しくしなければ、必要があったかについてお尋ねを致します。

3 点目でございますが、私たちの黒潮町は長い海岸線を持っております。その集落が多くありまして、そこで日々多くの方々が生活をしております。まず、南海、東南海地震で予測される大きな津波を想定されて、今までいろんな所で報告を受けております。

で、この計画ですが、まず人命を守ること、その海岸線の人命を津波から守ることを基本に考えられて、整備の計画をなされたのか。決して、海岸線以外の方の人命を軽んじてるわけではございません。津波によるにも地震に來たらどこおっても、それは災害に遭えば命には変わりはありません。けど、揺れが治まった後、数分とか数十分後に来る津波によって出る危険にさらされるのは、どうしても海岸線に居住し、生活をしてる住民の方々と思います。

まあこれに対して、執行部として町全体を考えての計画をしてと思いますが、まあその中でも特に海岸の集落を集中的に、防災にかんしての無線でも計画を推進されたかについてをまずお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、森議員の防災行政無線につきましての質問にお答えさせていただきます。

まず、通告書にあります、まあ防災行政無線についての8億円の内容でございますけれども、まず防災行政無線のですね大まかな構成、まあ概要についてご説明をさせていただきますと、防災行政無線はご承知のとおり、住民や職員等への災害時の情報伝達と、通常の行政情報の伝達を行うことができる施設で、親局設備、それから遠隔制御装置、それから中継局設備、再送信子局設備、それから屋外拡声子局設備、戸別受信機などで構成されています。

これらの機能としましては、親局がですね防災行政無線の各施設の操作および制御を行う装置で、大方庁舎3階に設置、また遠隔制御装置は、親局を遠隔地から操作を行うための装置で、佐賀庁舎2階と、および黒潮消防署に設置する計画でした。

また、親局からの信号を町内に伝搬するための中継局が必要であり、旧町境、まあ伊田の奥になりますけれども、石鎚山、および田野浦の飯積山に設置し、中継局のみでは伝播（でんぱ）できない地域については、電波の再送信を行うための再送信子局を7局設置する計画でございました。そして、住民の皆さまに音声にて情報サービスを行う屋外拡声子局は77局を設置し、また屋外拡声子局では音声に到達しない個所がございますので、そういった個所や、避難場所になる集会所等には戸別受信機1,178台を設置する計画でした。

そこで、これらに対するまあ事業費でございますが、親局が約6,100万円、それから遠隔制御装置が約3,000万円、中継局が約410万円、再送信子局が約1億1,000万円、屋外子局、拡声子局が約2億6,200万円、戸別受信機が約1億4,000万円。これに材料費、労務費、現場管理費などの工事費が約1億8,000万円、一般管理費および付帯設備が約2,300万で、合計7億7,500万円となり、これに消費税が加わりますと約8億1,400万というふうになります。そういう計画でございました。

次に2番目の、計画時の、まあ佐賀地区の防災無線設備はすべて新しくまあ交換が必要だったのかということでございますが。まあ現在、佐賀区で運用しております防災行政無線は平成7年にアナログ方式で整備し、平成8年に供用開始をしてから本年でまあ13年目を迎え、経年劣化や部品の流通の問題などが心配されています。アナログ方式については電波法令関係審査基準により、市町村における同報通信系については、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期にデジタル同報通信系に移行する。なお、平成19年12月1日

以降は、現に周波数の指定を受けている場合を除き、同報通信系の周波数の指定は行わないこととするとなっておりまして、また、機能的にもアナログ方式では双方向通信が不可能であり、孤立地域からの情報収集ができません。さらにデータ通信の機能もなく、写真などのデータの送信も不可能です。従って、これらの問題を解決するため、黒潮町全域にデジタル方式の防災行政無線を整備する方向で計画していたものです。

しかし、デジタル方式で整備するとしてもですね、既存施設、今ある佐賀の施設でございますけれども、これらについてはですね、新しいまあ防災行政無線でも、使用できるものは使用するよう検討をしておりました。

次に、南海、東南海大地震の津波を考えて、海岸の集落を集中的に整備計画をされたのかというご質問でございますが。防災行政無線の整備計画については、海岸の集落を集中的に整備計画するようにはしておりません。黒潮町全域に情報伝達が可能であるような整備計画をしておりました。もちろん南海、東南海地震による津波対策は重要です。特に、当町の事情を知らない観光客などへの周知は、大変まあ大事なことで、海岸に近い施設などについても整備を行うよう計画をしておりました。

また、揺れや津波による孤立地域の対策も重要な課題であり、双方向通信機能を持った屋外拡声子局を設置することで、孤立地域の情報収集を行うことが大事であります。さらに町内全域を考えた風水害など、自然災害への対策も重要であり、風水害などによる孤立対策も考慮したまあ計画としておりました。

また、このような非常時の活用だけでなく、日ごろの行政情報の放送サービスにも活用できる施設が大事であることから、まあ町内全域をカバーできる整備計画をしておりました。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

今、総務課長の答弁のように、8 億円の費用が掛かるということについては、今の説明で一応私なりにも理解ができます。

で、私たち、5 月の 15 日ですけど、同僚議員の明神さん、山下さん、宮地さんと、大月町の方の防災行政無線の現状についての情報を得るために訪問を致しました。

これは、大月町の総務課長の方からの説明ではありますが、郵政公社時代、これ郵政公社というがどうか、まだ公社の時代です。民間になる前だと思います。大月町に防災無線を設置し、平成 8 年に開始、5 年間のいわゆるテロ対策、北朝鮮の核の問題とかもろもろ、防災含めてもろもろの試験をやったようです。で、その試験終了後に、公社から町が無償での払い下げを受けた施設で、防災行政無線としてこれまで使用してきたというようにお聞きしました。まあ当然同じ時期ですので、アナログの設備であることは間違いございませんと思います。

で、この、平成 23 年のデジタル化への対応のために、平成 20 年、ここが一番のがはですが、12 月時分だったようにその方からのお話でしたけど、わが黒潮町さんの方へいろいろと防災無線のことにお尋ねをしたときに教えていただいた情報に基づいて、消防庁の平成 19 年度予算概要請求資料の、全国瞬時警報システム J-ALERT（ジェイアラート）を知り、現在その設備で機能をやっていると。それはもう全然、中替えずに J-ALERT2（ジェイアラート 2）というタイプらしいですが、これに肝心なヘッドという部分を交換することで、全部替えずにそのままデジタル化に対応可能ということで、設備を致しましたと。あくまでもこれは町がやったものではないので、その J-ALERT2（ジェイアラート 2）に交換するにも、そのときに補助金が出ないので、町としては起債の発行で 1,100 万円で整備を致しましたとお聞き致しました。

私、これをお聞きしましたときに、今一番のがは佐賀の地区の防災無線の設備について、ちょっといろんな

事情があつて情報が欲しいと思ひまして、まあこちらの大分庁舎の方の防災の方から尋ねてもらいましたが、どれぐらい掛かったかという、もう十数年たっておりますけど、そういう経費については一応開示請求してくれと言われましたので、まあ直接総務課長さんにお伺ひして、まあいわゆる平成7年の建設、平成8年の開始ということではお聞きしましたんですが、できればこういう資料等のときには開示請求をしたら2週間ぐらいかかると思うんです、出るまでに。分かれば早よ出せということになろうかと思ひますけど、まあそういうときにかんして、やはり資料としてのときには速やかに出せるように行政の方もお願いをしたいです。資料が欲しいときに開示請求がどうのこうのやなくて、そういうような手続きももう済んでる事業ですので、ひとつそういう考え方を持って対処していただきたいと思ひます。

で、これでいきましたら、平成7年で8年からの同じ年数ですよ。まあ、設備の内容は分かりません、向こうは国がやっておりますので。分かりませんけど、同じように13年たってる。まあ先ほど植田総務課長からの答弁にもありましたけど、部品等の供給、いろんな問題を抱えておりますという。またそれも分かります。10年以上経過したもんが、部品があるかないか。それはいろいろな点はあろうかと思ひますけど、大月町の方では同じものをよね、そのまま使うという。

で、そのへんの問題と、一番な問題点は、向こうは黒潮町さんから教えていただきましたというように言っております。けど、このようなことは、今回、私の質問で細かな話も出てきたと思ひますし、こういうJ-ALERT（ジェイアラート）についても、行政の方が知ってたか知らんか知らんけど、黒潮町の方ではあまり詳しいことは教えていただいておりません。恐らく県から来てると思ひますあれですけど。

で、私が思ひますには、今ある佐賀地区の防災無線に全国瞬時、これ衛星を使うシステムになると思ひますけど、導入すれば8億がほんとに必要なかったかなというように思ひますのと、大月町の方では整備の際に国がやった整備で、海岸線を特に、防災のスピーカーを付けて全体で53集落ある中で、海岸の24集落にスピーカーを設置されているというようにお聞きしております。

でまず、大地震が起これば、一番被害があるのが、何か古満目地区、それと浦尻地区の海岸線が全滅的な被害に遭うだろうという想定でやっておるようでございます。で、そしたら今から全部の地区にその整備をしていきますかとお伺ひしたところ、いや、その考えは持っておりませんって、海岸線でも高台にある同じ集落でも、下前、上前というような言葉はまあどうか分かりませんが、海岸の下にある方と上にある集落では、上の集落には津波の被害が想定できないから付けないと。

それについては何で対応致しますかとお尋ね致しましたら、大月町では自主防災組織が組織率100パーセントできております。だからその自主防災、消防団員、区長の方々を防災無線のない地区については100名を登録し、災害発生時には行政から各集落の登録者への携帯、これも携帯も全地区で使用可能と、ソフトバンクさんもNTTも両方がアンテナをやってくれたおかげで、ほぼ全域で携帯が使用可能ということも言っております。ほんでここと若干違うところはございます。まあその連絡を受けて、緊急放送で連絡での対応をやっていくと。そのためにはまだできたばかりですので、21年度からは南海、東南海地震が同時発生したことを想定した避難訓練を、行政、自主防災、消防団員、区長、住民で取り組んでいく方針でありますというようにお聞きしております。

今からの一番の課題として言われてましたのが、やはり逃げ道、いわゆる避難道。この整備につきましても、これから2年間で7,000万ないし8,000万を掛けて整備に取り組んでいくと。で、そういうことでいきましたが、このような形でやっていた場合に、やはり8億掛かることもなかったがのではなかろうかというように、私は思っております。

それとまた、ある地区では、ある村と言わないかんかな、まあこれ村言うたらもう分かってしまいますけど、

まあ三原村ですけど。ここでも同じように今のメンバーと行って、あこは防災無線で行ったがじゃないですけど、防災無線の方をお聞き致しましたところ、あこは各家庭に無線の受信機を置いてるようです。で、それと、各集落の、いわゆる外にあるマイク放送へも全部放送ができるようにしておいて、それでお知らせをしておりますと。それで、行政側から全般に知らせることと、それから、地域が一つ一つ個別にお知らせする場合には、私、錦野といいますけど、まあ錦野なら錦野の区長が役場に来て、必要事項をテープにとって、それを行政の方から地区内に放送することで対応しておりますと。それは無線で各家の中に入ってくる分と、外のマイクと同時になりますけど、ちょっと時間が6時半、8時半、これ夕方ですけど8時半、で、朝の6時の計3回、放送しておりますということでした。

ほんでまあ、こういうこともすればまた違うた分もありますし、今からほんとにこういう施設で、受ける側は免許が要りません。出す側は免許が要ると思います。その場合に、役場の職員さんの中にもかなりアマチュアの無線の資格を持ってる方がおいでだと思います。そういう方も含めて、もしなかったら役場の中で何名かそういう資格を持たしたら、その方法も、出す側の免許持ったもんがおったら誰かが出してもその人が責任者ですので、放送はできると思います。そういう方法なんかも検討されて、まあ、してないと思いますけど、そのようなことをやればまた、経費の問題等の点でも低く抑えられたのではなかろうかというように感じております。私の考えとしては、そのようなことになったがではなかろうかなと思います。

ただこれは、防災無線がすぐいかない、山間地域には付けないということが前提になっておりますので、その方々の生命とか財産を軽んじちょうわけではございません。同じ町内いうか、人でありますので、同じ重みの人命であり、財産であると。財産が多い少ないじゃなくって、若い、年がいちょう、年がいてない、それは関係なく、人命も財産も、同じように海岸線も中山間地域の方も、同じ扱いではあかろうかと思います。これは当然、一緒だと思います。

けど、お金を掛けずにどんな方法で整備ができるか。やはり、先の先輩議員の竹下議員が言ったように、財政的なことを考えた場合に、やはりそれもひとつの方法ではなかったかと。これも、確か私の記憶が間違うたらごめんなさい、防災無線の実施計画の費用はつけてたように記憶しておりますんですが。でそれも、こうやってどれがええかいうたときにずっとやまって、ほかのもんに移動しちゃうことですので、情報基盤整備も今確かに実施計画の2,000万つけておりますけど、これも同じことじゃないですか。こうやって1回目がこうやって、ほかの方向へ転換できたということは、やはりどんな計画であれ、最善、最高にいいものというときにはいろいろな語弊があるかもしれませんが、やはり経費を掛けずに最大限の効果を得る方法が模索されておったかどうか。まず私は、その模索があったとはちょっと感じ取れません、今の答弁の中で。いろんなものを模索して、これがこうだからという数字を見せて、こうだから、ああだからこれに変わりました、こういう方法に致しますという、いわゆる基盤整備事業の情報基盤整備事業に移るといような細かな説明も議会にはなかったように記憶しております。

人の生命守ることは大事なことです。それから、やはり行政のトップとして、町長自ら人命と住民の財産を守らないかんという使命は重くのし掛かっております。それは認めます。けどやはり、一番少ない費用で効果があることを考えるがもやはり、その責任者の問題、責任者にあるがではないでしょうか。

それと、ほんとに災害になったときに、この防災無線が正しいか、いわゆる光ケーブルによる有線放送が正しいか、それは起こってみなければ分かりません。けど、今一番言われているのが、市民バンドのアマチュアの無線の方を活用するという、これが一番そういうときには生かされるというように聞いております。なぜならば、電源が切れても車のバッテリーがある間、車でのアマチュアの無線は利きます。そういう意味では、ものすごい情報の行き交いができるように聞いております。まあ、これはまあ私は聞いた話しかようしません。

アマ資格も持っておりませんけど。

まあ、そのような中で、本当に今私が申したようなことも検討されての8億だったのかという、先の防災無線の計画だったかについて、再度答弁を求めます。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

森議員の再質問にお答え致します。

少し質問にちょっとこんがらがった部分があつて、十分な答えになるかどうか分かりませんが、少しJ-ALERT（ジェイアラート）の関係がですね、まあ少し勘違いされておる部分があるがじゃないかなと思いますので、少しまあJ-ALERT（ジェイアラート）の分から先に説明させていただきますけれども。

このJ-ALERT（ジェイアラート）というのはですね、全国瞬時警報システムという、まあ通称言われておまして、まあ気象庁からですね、まあ消防庁、それから衛星から電波を受けて防災行政無線、またいろんな所で受けてですね、それをまあ一斉に発信するわけでございますけれども。この整備につきましてはですね、今年の3月31日に、これまで使用しておりましたそういった設備、いわゆるまあ職員の参集装置がですねもう使えなくなるということになりましたので、このJ-ALERT（ジェイアラート）を導入してですね、職員参集装置をまあ切り替えたというものでございます。

これは大月町も同じでございます、この職員装置が今まで防災行政無線等を使っておりました職員の参集装置がですね、もう使えなくなるということになったためにですね、J-ALERT（ジェイアラート）を新たにまあ設置したということになります。

で、まあ大月の場合は先ほど言いましたように、若干まあ機種が本町と違いますし、まあ若干そのへんがあつて大月は1,000万少々掛かったと言いますが、本町は約700万程度で出来上がっております。まあそういうことで、J-ALERT（ジェイアラート）につきましては防災行政無線整備のうんぬん抜きにしてですね、やっぱり考えてもらいたいというふうに思っております。

それからですね、これまで計画しておったまあ防災行政無線が過大設計ではなかったかということでございますけれども。先ほど少し触れさせていただきましたけれども、まあ現在は佐賀、大方が合併しましてですね、佐賀地区には先ほど言いましたアナログ方式のまあ防災行政無線が整備されておつた。で、旧大方町の方には全然そういった施設はなかったということで、まあ合併協議の中でも、どうしても防災行政無線の整備が必要ではないかということでですね、大方への拡充を図ろうということで検討していきました。で、ここにもありますように電波法関係審査基準によりましてですね、19年12月1日以降に周波数の指定を受ける場合を除きですね、同報系、通信系の周波数の指定はもう行わないということになりまして、その時点でですね、黒潮町として整備する場合にはどうしてもデジタル方式にやらざるを得ん状況でございました。まあそういったこともありまして、若干、事業費そのものは膨らんだということになっておりますけれども、決して無駄、過大設計というふうには考えておりません。

というのもですね、大月町の場合は海岸を中心にまあ防災行政無線を整備しておるということでございました。これはそれぞれの市町村の考え方がございましてですね、やっておることだと思いますけれども、黒潮町の場合は防災対策はもちろんでございますけれども、いわゆる通常のもので行政の情報の伝達、そういったものも考えておりましたので、町内全域ということで考えてまいりましたので、特に黒潮町の場合はですね、このどう言いますか、地理的な条件もございましてですね、なかなか1カ所での電波発信では町内全域にですね電波が通じないということなどもございまして、いろいろまあ子局とかですね、そういったもんを多く整備し

なければならないという状況がありましたので、相当の設計費となっております。

またその、無線の免許でございますけれども、これは当然その防災行政無線を運用していく場合にはですね、役場の中にそういった資格を持ったですね人は要るわけでございますので、その資格につきましては、職員にですね研修等に行っていていただいて、免許を取っていただいて運用をして、現在も運用しております。

それから、ちょっと前後しますけれども、J-ALERT（ジェイアラート）のその説明がなかったというようなお話もありましたけれども、これは昨年の12月ですね補正予算で計上さしていただきまして、J-ALERT（ジェイアラート）の整備をしたわけでございますので、まあそこで、まあわれわれ行政側としてはですね、説明というか、も致しましたし、まあご理解もしていただいたというふうに認識をしておるところでございます。

また、資料の提供という件もあったと思いますけれども、資料のその提供につきましてはですね、議会開会中とか、まあ議会活動等で資料を求められる場合は、資料の提供はしていかならないと思いますけれども、通常の場合はですね、議員さんであっても、やはり個人情報保護、情報開示条例、情報、そういったものが適用になるというふうに考えておりますので、まあそのへんはですねご理解もいただきたいと思います。

そんなところですかね。抜かっちゃったらまた。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

まあ、今の中で、議員であれども普通に欲しいのでしたら、いわゆる開示請求をと。ほんで開示請求ということとは分かります。で、まあ、もうちょっとその議会に間に合わんような時期に出さざるを得んなる場合も皆、同僚議員さんらでも資料が欲しいときに、自分の質問とこのかみ合わせとかで、やっぱり時間的に余裕がないときもできてくろうかと思います。そのへんを、議会で要る場合だったら早急に出せるようなように手続きを、手続きを簡素化じゃないですけどスムーズに流していただいて、まあ2週間かかる開示をせめて1週間でしてもらおうとか、20日かかるんやったかな、開示には。そういう手続きを短縮してでも、まあ資料として間に合うように、渡せるようにしていただけないかということです。また、そうしてすべきではなからうかと、議会活動の中での一環として要る場合はね。

ほんで、今言われたように、その確かに J-ALERT（ジェイアラート）と J-ALERT2（ジェイアラート2）ですので、全然意味合いが違うとは思いますが。それで、大月さんの方でも J-ALERT（ジェイアラート）ではデジタル化にならないので、J-ALERT2（ジェイアラート2）にした場合、古い今までの設備の中にヘッドという部分を付けるだけでデジタル化が対応できるというお話でしたので、これは向こうが買うてやってるので、それは間違いないと思います。

確かにこれは、国からいろんな情報が入ってきたものを衛星で受けて、衛星で受け取ってやる、それは分かっておりますし、またこの施設ですけど、ただじゃあないようです。まあ言うたように、設備するにも何千万も掛かるようでございますけど、まあ、新規加入の団体というところでいっても、50カ所から99カ所あたりにいろいろな専用受信局、分配機の金額というのをいろんなところへ、その施設として付けていった場合の金額でも、年間が55カ所から99カ所ぐらいで20万、100カ所以上でしたら、新規加入団体だったら30万。もし、既にこれに加入しちようとしたら5カ所から19カ所、100カ所以上になろうが年間5万の加入料で済むというように、私のもらった資料の中には載っております。だから、数が増えてもそんなに、まあ確かに数を増やすということは受信機、その他分配機、いろんな受信装置が要ると思いますので、それは過大な費用がそこに掛かるとは思いますけど。まあただ親局があって、後へ分配する分については、もう新規でも100カ所超しても年間30万の負担金で、自治体の場合は。自治体の場合です、これは。民間は違う。自治体の場合には、年

間 30 万程度の分担金で、これも上がるかもしれませんが、一概にこの資料のとおりについていっていいとは思えませんけど、そのようにも載っております。

それで、私が今一番思ってるのは、先にこれにもいわゆる実施設計の予算をつけて、こっちがこれよりも今の基盤整備がいいということでそちらに動いたということだから、必ずしも今出てる情報基盤整備事業についても、今確かにつけて事業は動いておる。けど、本当に負担のないものでできる場合があったら、またそれに戻っていくことも必要ではなかろうか。まず恐らくそれは、はいという返事はこんとは百も承知です。けどそれも、後々、ここで借金して 16 億、これでまた言われんですけど、その情報基盤整備についても、まだ細かなことは分かってません。何を取り込むか、何をやっていくかで、その 16 億の事業費が 10 億にダイエツトできるか。言われんですけど、16 億でなくて 20 億に超えていくか、これもまだ定かじゃありません。

だから、本当に後々、住民のことを考えて、これとインターネットをどうしたらいいかというようなことで、まあ総務課長が言うように、これをいわゆる全集落への周知に行政の放送を使えるように考えてるということです。私の今言うてることとはかみ合はん部分があるかもしれませんが、こういう方法でも、私の言いたいのは、経費の掛からん方法でやっぱり整備を、こういう情報基盤整備にしる何にしるですけど、やはり今、先の質問にもあったように、いわゆる、いずれ国から交付金が削られたときに、いわゆる借金、起債が多かって、毎年の公債費があった場合に、それは減額には絶対なる話じゃない。そういうことも含めて、こういう計画をすべきではないか、という思いで質問しておりますが。

いわゆる、もっとお金の掛からない方法があった場合に、情報基盤整備も再度お考えを変えることがあるかないかについて、最後お願い致します。どちらでも構いません。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

森議員の防災行政無線の関連の質問にお答えを致します。

情報基盤整備事業につきまして、これから進めていく中で、いろいろ経費が安くあがるような方法等があればどうするかというご質問でございますが。仮説に基づいたご質問がいつもいただくわけですけども、まあ、当然ながらですね、我々が今求めているものが達成されて、かつ、経費が安くできるということがあれば当然ですし、また当初からですね、防災行政無線についての議論を、あるいは研究をしたときにも、途中ではですね、経費のことはもちろん最初から考えておりますので、まあ場面として海岸部だけの整備でも許してもらえないだろうかというような議論までした時期もありました。

ですから我々もですね、最初から津々浦々、最初から完璧なものというふう考えたわけじゃありません。いろいろと経費のことを勘案しながらですね、最後にたどり着いたのが今の情報基盤整備ということでございますので、今後も 1 円でも安くつくためのですね努力は怠るつもりはありません。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

それでは、2 問目の方の質問に移ります。

この件でございますが、これは先の 3 月議会で同僚の小松議員からも質問の中で出ておりました、球場の西にあります補助グラウンドの北側のトイレの設置の質問で、同じことになりますけど、いわゆるトイレの設置についての質問であります。

補助グラウンドはよく利用しておりますのは、シニアのソフトボールチームの利用とか、黒潮町のグラウンドゴルフ愛好会の方の利用が多いと思います。まあ、グラウンドゴルフの方ではまあこの役員さんからの話を聞きましたところ、平成15年に、これは恐らく行政側の肝いりだと思いますが、生涯スポーツ推進を図ることで発足したというようなことを聞いておりますので、これにつきましては、恐らく役場の方の教育関係からの推進で始まったというように思っております。

これも平成7年、平成15年で、それから今で現在7年経過しておりますが、当初は会員が10名ほどでスタートして、平成21年現在数は、大方地区で61名、佐賀地区で14名、計75名。その中で、男性が37名、女性が38名で、今現在活動をしておるようです。年齢は、最高が90歳です。若手が、ほんと若手です、68歳ですから、かなり90から比べると若手でございます。平均年齢が78歳になるそうです、全員が。会員の方々はこの生涯の生きがいづくりを目指して、まあそういう活動の中で、自分たちの健康の維持、増進を図り、お互いの交流を通じて親睦を図る心のリフレッシュを目標に、日々頑張っておるようでございます。で、まあ練習の方も月、水、金が本練習、好きな人は火、金にも自主練習というように、多い人でしたら週に5回出てきて練習をしておるようでございます。まあ季節によりましては早朝練習、まあこれは夏場になったら暑いのでね、朝早うから来て涼しい間に2時間程度、それも1回に25人ないし30人ぐらいで、元気に楽しく和気あいあいと練習を重ねておるということでございます。

また、活動の方につきましても、クラブの月例会が12回、それから年の大会としては愛好会、会長杯が1回、黒潮町長杯が1回、議長杯が2回、大方局長杯が1回、社会福祉社会協議会の会長杯が1回と、それからまた他の市町村との交流会等をしておるようでございます。ほんで大会になりましたら、大体50人ないし60人の参加者の方がおいででおるようでございます。

そこででございますが、これからが本題になりますが、大方町の補助グラウンドのトイレの設備がないために、非常に困っております。会員、大会の参加者の方々には、先ほど申したように元気で90歳で来ている方、それから、まあ平均年齢が78歳。そうすると、まあ若い人よりも生理現象が早いので、周りの、行政に言わしたらグラウンドの東側にあるトイレを使ってくださいという答弁になろうかと思えますけど、これもいわゆるもよおしが早う感じるということは、出るまでに時間がないということながですよね。で、近くにあるほどが正確ながです。自分らあでもやっぱこらえ切っちゃうときにはなかなか、トイレまでが長いような道のり感じますので。どうしても、周りの自然環境の中を利用しての用足を済ませているのが現状のようです。まあ男性で見ればもっと救われますんですけど、女性の方には大変困っておるというようにお聞きしております。

まあ今、シニアのソフトチームの方も補助グラウンドではやっぱトイレは欲しいということで、一度そのような話をしたようでございますけど、そのときには球場の東側のトイレを利用してくださいと言われたようでございますが、やはり皆さん、そこまで行くよりは松原の中でやって、用を済まされておるようにお聞きしております。まあこれ男性やかからいいというわけじゃないんでね、実際に。公園の中でのものですので、できれば補助グラウンドを利用して、健康維持とか増進に励んでいるときに生理現象で我慢をするということは、逆にストレスとか健康にもあまりいいことではなからうではないかと思います。

そこでまあトイレの設置を、私は必要ではなからうかと思いますが、この設置の考えがあるかないかについてお尋ね致します。

2点目ですが、これは球場での試合後に、試合でおなかのすいた選手たちに、敷地内での焼き肉を出しているのを見掛けますが、まあ私それぐらいのことはよからうではないかという思いも致します。子どもさんもおなかすいちゃうし、また他のチームとの交流もあって、それはそれでいいかなというようには思っておりますけど、まあ現状の球場は町の所有地で使用の条例もありますし、ところがこれは、県立公園入野松原内にあ

ります。

で、同じ公園の中でございますバザールの駐車場で、5月の連休中に駐車場で、やはりマイカーで来られて泊まりがけの方が焼き肉をしようとしたようです。それにたまたま、管理のNP0の職員さんが通って、ここは火は許可しておりませんよと。それで、もう火を使えるのはキャンプ場のみで、他の場所では不可とのことで、中止を求めています。ほんでまた中止をしてもらったようです。

で、私が問うのは、同じ県立公園の敷地ですので、管理のNP0との関係もあります。片方ではいい、片方ではまあまあよからうかというように使用を許可がされても、なかなか迷惑な、管理する側もちょっと困る部分があると思います。

それで、球場の使用の際には行政が、まあ今回、1回目にお尋ねするのは、使用許可にその方も含めた分の許可を出されていたかについて。

以上2点について、お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは森議員の2番目、大方球場につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

まず1番目の、まあ補助グラウンドにトイレの設置はできないかという件でございますけれども、森議員が申しますように、大方球場や補助グラウンドはですね、高齢者の方々、また社会人および学生など、多くの方々がグラウンドゴルフやまあ野球、ソフトボールなどに利用されております。現在ではですね、先ほどもありましたけれども、大方球場の東側に県が整備したトイレが1カ所しかありません。従いまして、補助グラウンドの近くにはトイレがないため、補助グラウンドを利用している方々には大変まあ不便を来しているということはまあ承知しております。

これまでもトイレ設置の要望はありましたし、まああれば大変便利であることは承知していますが、財政的なことやですね、管理面、まあ維持管理の面などがあり、まあ整備ができてない現状でございます。まあしかし、交流人口の拡大やですね利用者のことを考えると、まあ整備は必要ではないかというふうに考えております。幸い、国のですね第1次補正の、まあ経済危機臨時交付金が活用できそうでございますので、整備の方向ですね検討を致したいと考えております。

次に2番目の、まあ野球場の使用方法の件でございますが、使用後に焼き肉等をされているが、まあ行政が許可をされているかというご質問でございますが。

行政はですね、球場の使用そのものは使用許可を出しておりますけれども、そこで焼き肉をしてかまんというような許可は出しておりません。森議員も言われましたけれども、その辺の公園は火の使用禁止というふうな話もございますので、まあ火を使うことはですね差し控えていただきたいと思いますけれども、まあ弁当とか、試合後の後でそういった弁当を食べるとか、みんなで囲んでですねコミュニティーを図るとかしてですねまあ利用することはですね、後片付けをまあきちっとしていただければ、まあなおかつ節度ある利用であればですね、そこまでは言わなくてもよいのではないかというふうに考えておりますが、いずれにしても、まあ火を使うことはですね差し控えていただきたいと思いますというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

まあ、トイレの件にかんしましては、補助金でのあれを使えるようだからということで検討ということですか

ので、これはそれで結構なことだと思っております。

2 問目ですけどこれ、まあ火を使うことが駄目とは言われてますけど、まあ火の怖うない範囲ででしたら、まあこの条例の中によね、特に町長が許可した場合にはその条例の中に一文入っておると思いますが、そういう形で、まあ最初からそういうことをするというようにしてまあ申し出があった場合に、やはり許可をできるものならまあしてあげればという、まあそれと一番は思っております。それは非常に思っております。何かの形で申請したら、最初からそれを受けて、これは今日は駄目よとか、今日のはかまんよとかいうことになるかと思っておりますけど、それもできればそうしてあげていただきたいけど、やはり全体とのバランス、今、課長の答弁では全体的なバランスというか、全体、公園管理者の方が火を禁止しちょう以上はちょっと無理、私、あこでお弁当食るとか、そういうことを言ったのではありませんので、それはあれですけど。

ただ、今年バザールで初めて聞いたんですけど、それを中止をさせていただいたと、来ちょうお客さんに。それでいくと、ここの兼ね合わせが合ってきて、もしあこでやりよって見たときには、あこはかまんか、ここはいかんかという問題が出てくりにゃしないかということでの質問です。で、私が質問したことによってそういうことができなかったということで、私に反発があるかもしれませんけど、やはり同じ公園の中ですのでそのへんをきちっとするか、もしくは町長が許可したときにはできるか、こういう項目を一項設けるか、条例の方に。そういう形の整備がされれば、またそれは問題はなかろうかと思えます。

なぜこのように言うかといいましたら、そのバザールの駐車場を今回の連休のTシャツアートに合わせてとか、はだしマラソンに合わせて、ある砂美の職員さんが、ひと月以上前からイベントを構えて、いろんな所に出てください、出て、どうでしょうか、はい、出ましょう、出る、という形で一応日程を決めて、あの駐車場に催しもんの場所を設定して、それでスピーカーで音楽を流したらしいです。そしたら、前へ止めてるその駐車場へおった人らあが、うるさいと、やめれと言われて、やめる必要もないがやけど、どうも前日にその焼き肉を中止したグループからの抗議やっみたいで。それで、必要以上の摩擦は避けたいために、せっかく頭を下げて出演してもらう人らあのと、この段取りつけた催しもんを中止をしてるといういきさつもありますので、出せるもんなら球場は町長の許可範囲内で、できるようならできで条例をきちっと整備していただけるか、そういうつもりがあるかないかについて。

再度答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

公園の中でですね火を使うということは、もうモラル以前の問題であろうかと思えます。

それで、まあ条例にかんしてはやぶさかじゃないですけども、そういった取り決めをですね細かく入れれば入れるほどですね、本来の趣旨がぼやけるといいますか、条例の体を成さんのじゃないかなというような思いもしますので、今回は、今課長が答弁致したようにですね、それはもう当然のことです。公の公園でですね、火災に注意とかそういう看板もあるわけですし、またどこか管理事務所には、そういったことも書かれておると思います。

ですからもうそれはあえて、それをどうこうとするつもりはありません。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

私の質問は以上で終わらせていただきます。

議長（小永正裕君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

次の質問者、門田仁和子さん。

11 番（門田仁和子さん）

議長のお許しをいただきました。通告書に沿って質問致します。

初めに、ふるさと納税についてです。出身地や応援したい都道府県、市町村に寄付をすると、居住地の個人住民税などが軽減される仕組みです。昨年 4 月の地方税法改正で導入されました。5,000 円以上の寄付が対象で、寄付金の使い道は自治体が決めてもよいことになっております。地方の活性化などが狙いですが、導入に当たり財政基盤の弱い自治体が歓迎する一方、税収減の恐れがある大都市などが反対しました。ふるさと納税を活用し、多く寄付をしてもらおうと、各自治体がアイデア合戦、知恵比べが繰り広げられています。

この制度が始まって、5 月でちょうど 1 年がたちました。地道な取り組みで成果を上げる自治体がある半面、寄付がゼロの市町村もあるようです。自らの地域を対外的にどう売り込むか、努力とアイデアによって明暗が分かれつつあるようです。

都道府県ごとの丸 1 年の実績を見ますと、1 件 2 億円の高額寄付を受けた栃木県が、総額 2 億 2,420 万円と断トツです。件数ベースでは 761 件の鹿児島県、金額にして 6,212 万円がトップです。鹿児島県によると、県出身者らに直接会ってお願いする地道な努力が実を結んだようです。寄付の見返りに地元特産品を贈る取り組みでは、地酒などをプレゼントしている島根県出雲市は 1,778 万円集め、特産品 PR につながったとのこと。

ふるさと納税は、納税者が所得を得るまでに掛かった地域の人材育成費用を考えると、地域活性化へ所得税や個人住民税の一定割合が、お世話になった都道府県や市町村の税収になるような仕組みを作るべきではないかとの趣旨から作られたもので、地方財政にとってはわずかな効力しかないかもしれないが、自分の自治体を知ってもらうため競争することが大事で、自治体が継続的な努力をすれば、この制度は長く続くであろうと言われています。

黒潮町のこれまでの集計では、20 年度 336 万 5,000 円、今年に入って 500 万円、合計 836 万 5,000 円の受け入れがあったとお聞きしました。本当にありがたいことだと思います。

自治体によっては寄付金の使途を明確にするため、基金を創設する所もあるとのことですが、黒潮町のここ 1 年の総括と、今後の取り組み、目標額等をお尋ねしたいと思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

門田議員の 1 番目のふるさと納税についてお答えさせていただきます。

黒潮町のここ 1 年の総括と、今後の取り組みおよび目標額ということでございますが、まず、まあ 1 年間の総括でございますが、このふるさと納税制度が始まった当初はですね、新聞等の報道と相まって各自治体がですねアイデアを出し、さまざまな取り組みが行なわれてきましたことはですね、今議員が申したとおりでございます。が、1 年が過ぎて、最近は少しそういった活動も落ちてきているのではないかなというふうに感じております。

まあこういった状況の中で本町もですね、ホームページやチラシを作成するとともに、町長が東京や大阪での県人会などに出席した折にはですね、本町の PR なども行ってきました。その結果につきましては、今議員が申したとおりでございます、20 年度は 6 人の 336 万 5,000 円、また今年度はですね、今のところ 1 件で 500 万円というふうになっております。

この活用につきましては、今後もですねご寄付を頂いた方々の趣旨に沿うように、有効にまあ活用させていただきたいというふうに思っております。

次に、今後の取り組みでございますが、昨年のまあ後半からですねリーマンブラザーズ等の金融危機に端を発した急激な経済の冷え込みにより、社会経済は悪化をたどる一方で、全国的にこのふるさと納税の話があまり聞かれなくなっている状況でございます。

まあこのような状況下であります、今後も本町としてはですね、ホームページやチラシを配布するとともに、また、町長が上京の折や、県人会などへ出席しですね、機会をとらえてまあPRに努めてまいりたいと考えております。

まあ目標額につきましては、現在のところ特に持っておりません。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

1 年間の件数ベースでトップだった鹿児島県ですけれども、これは受け入れは市町村単位ではなくって、県単位でまあ受けていますので、各市町村に案分するような方法を取っています。

高知県の場合は、県あてに寄付した額はないのでしょうか。新聞やテレビ報道されたペギー葉山さんが寄付をしましたが、それは高知市あてですか。

ちょっとそれをお聞きます。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

再質問にお答えします。

鹿児島県はまあ県に頂いて、それをまあ各市町村に配布するというふうにお伺いしましたけれども、高知県の場合はですね、そういうシステムにはしておりませんで、高知県は県で使用になるというところでございまして、各市町村がそれぞれ寄付頂いた分については、各市町村でですね活用していくというふうに理解しております。

（議長より「ペギー葉山さん関係ない」との発言あり）

すいません。県へですね、どういう方々が寄付されたかということについては、すべて承知しておりませんので申し訳ございません。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

まあいずれにしても成功している人の多くは、生まれ育ったふるさと、何らかの恩返しをしたいという気持ちが強いと思いますので、今後とも積極的に取り組んでもらいたいと思います。

が、これまでに寄付をされました方々に、どのようなアフターフォローをされましたでしょうか。それをお伺いします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

本町としましてはですね、感謝状と記念品の贈呈をさせていただきました。

以上です。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

じゃあ、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ次の質問に移ります。

水切りで生ごみ減量をです。5 月 30 日はごみゼロの日でした。これはある新聞からですが、江戸時代、江戸の人口は 100 万人を超える世界有数の大都市だったようです。さぞ、ごみ問題が深刻だったのではないかと思います。調べてみますと、実はそうでなかったようです。古紙や古鉄は再利用、生ごみや排せつ物は畑の肥料として活用していました。農村地域からまきを積んで江戸に來た船は、大量の肥料を積んで帰ったとのこと。模範的な循環型社会が実現された都市だったようです。しかし、現在の日本では、ごみ問題は本当に深刻です。ごみの減量化やリサイクルの促進は、地球温暖化防止にも役立ちます。

幡多クリーンセンターによりますと、15 年度より受け入れが始まり、6 カ市町村、約 10 万 5,000 人分のごみ処理を行っているとのことでした。年間のごみ受け入れ量は、稼働当初は 4 万 2,000 トンだったものが、各市町村のごみの減量に対する取り組みが進んで、毎年 1,000 トン以上減少し、現在では 3 万 4,000 トンまでに減っているとのことでした。

ごみ減量の取り組みの中で特に目立つのは四万十市で、平成 15 年 1 万 5,818 トンだったものが、平成 20 年には 1 万 3,214 トン、5 年間で 2,600 トン以上も減少しております。今年度の目標を 2,200 トン減の 1 万 1,000 トン、リサイクル率を現在の 8.9 パーセントから 10 パーセントに引き上げます、ということでした。四万十市の年間ごみ処理総経費は 9 億円、ごみ 1 袋の処理経費は 380 円とのことでした。

いろいろと現在実施しているごみの減量の対策、いろいろと紹介していただきましたけれども、またほかにも三原村がリサイクルが大幅に増え、その分、可燃ごみが減少しているとのことでした。宿毛市も減少傾向にあるようで、また先日のテレビ報道では、高知市のごみ減量傾向も著しいとのことでした。

黒潮町の場合、可燃ごみ 4,260 トン、リサイクル 200 トン、クリーンセンターへの支払いは年間 7,900 万円と聞いており、可燃ごみ量は横ばいで減少していないとのことでした。

これらの数字は正しいでしょうか。町のごみ処理総経費は幾らなのかお尋ねします。

また各自治体は、ごみ処理経費削減や地球温暖化防止の観点からも、ごみの減量対策に本腰で取り組んでいます。各家庭から排出される可燃ごみの約 50 パーセントは、水分が含まれています。その中でも生ごみが全体の約 20 パーセントとなっており、そのほとんどが水分であります。水分を減らすことで、ごみの減量と焼却費用が削減できます。生ごみは腐りやすく、これからも特に嫌な悪臭が発生します。実は、生ごみの悪臭や腐敗の主な原因は、生ごみに含まれる水分です。生ごみの約 80 パーセントは水分です。生ごみの水切りで、可燃ごみの重量の 5 から 10 パーセントを減らすことが可能とのことでした。生ごみの水切りでごみ減量、ごみ袋の削減、生ごみの水切りで地球温暖化防止等の利点があります。

先日、香南清掃組合ではこのほど、生ごみを圧縮することで水分を押し出す水切り道具を考案し、3 市、南国、香南、香美市の全世帯 4 万 8,000 戸に無料配布するとのことでした。

現物を 1 つ借りてきました。これは、ねじでちょっと組み立てるんですけども、これで押して水分を出す。ここに文字が書かれておりまして、押しの一手、で、毎日それを見てもらおうということでした。ほんでこれを 4 万 8,000 世帯の方に無料で配布するということです。原価は、印刷代も含めて 1 個 120 円で、4 万 8,000 戸に

無料配布すると約 600 万円の費用が掛かりますが、既に予算化されて 6 月から全戸に配布します。この経費は、4 万 8,000 世帯すべてにおいて 1 日まあ 25cc の水切りをすれば、ごみの年間減量トン数は、計算して 438 トンだそうです。ほんで、ごみの焼却年間削減費用は 613 万 2,000 円となりまして、まあ 600 万円の費用がまあ十分に採算に合うとのこと、まあこれはあくまでも試算ですが、十分に採算に合うとのことでした。まあそれも大事なことです、何よりも各家庭がごみ減量に対する意識を高めることに狙いがあるということで、ほんとに誰かがじゃなくって、みんなで削減しようっていうその意識の改革をしないと、そのようにおっしゃってありました。

黒潮町でも取り入れるつもりはありませんか。黒潮町として、今後どのようにしてごみ減量に取り組まれるのか、その点も対策もお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

門田議員の 2 問目の、水切りで生ごみ減量をについてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、家庭から出るごみの中で生ごみの占める割合は 40 パーセントから 50 パーセントで、その中で水分は 7 割から 8 割を占めると言われています。水分を減らすことで衛生問題の解決、ごみの減量になり、ひいては地球温暖化防止につながることになると思います。

本町のごみの減量対策では、生ごみを減らす方法としてコンポスターと EM ボックスの補助制度なども実施していますし、また昨年の 10 月からはごみの減量対策として、粗大ごみの一部を資源ごみとして処分することに、住民の皆さまのご協力の下に取り組んできております。この資源の取り組みで、10 月から 3 月までに約 12 トンの、本来なら溶融炉で処分するべきものだったごみが、資源として取り扱うことで処分費が不要になり、さらに一部収益もありました。

ご提案の水切り道具の無料配布の件ですが、先日、香南清掃組合の方へ電話でお問い合わせを致しました。道具については業者に発注しており、まだ各戸に配布していない状況であるということでした。今後、香南清掃組合でこの道具を各戸で使用することで、ごみの減量化、および費用対効果面でまあ使用後の経過状況を見ながら検討していかなければならないと考えております。よって、本町での今すぐ無料配布ということは考えておりません。なお、今後も広報紙等による住民への水切り運動等は続けていきたいと思っております。

それとごみの費用ですが、黒潮町として平成 20 年度の決算額で、負担額 7,879 万 3,945 円です。

それで、ごみの量ですが、ちょっと参考までに。本町のごみの搬入量ですが、溶融ごみとリサイクル処理量も含めて、平成 19 年度と 20 年度の対前年比で約 3.3 パーセントの減少です。トン数で 150 トンの減少。それで、そのうち家庭ごみですが、対平成 19 年度、20 年度比較ですが、3 パーセントの減少です。トン数で 85 トン減少となっております。それから一世帯当たりで 2.6 パーセントの減少、それから一人当たり 0.8 パーセントの減少です。よって、平成 18 年度ごろから毎年、わずかですが横ばいではなしに減少傾向にあります。

以上、お答え致します。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和孩子さん）

減少になってるということで、分かりました。

2 回目ですけども、これは 6 月の 4 日付の高知新聞ですが、声の広場に、皆さんもお読みになったかもしれませんが、高知市の主婦から、欲しいこの押しの一手という見出しで投書が出ておりましたので、ちょっと紹

介します。

5月12日付の本紙、水切りで生ごみ減量という記事に注目しました。香南清掃組合さんが押しの一手という水切り道具を考案されたという記事。生ごみを圧縮することで水分を押し出す道具です。私たち日本人は、江戸時代には非常にエコロジーで、リサイクルが確立された生活を送っていたと聞いていますが、いつの間にか一度覚えた消費は美徳の観念を捨て切れず、ごみは増える一方です。特に燃えるごみの中でも台所からのごみには水分が多いので、燃やすには燃料代が多く掛かります。この費用は、大切な税金から捻出（ねんしゅつ）されます。ごみ収集を有料化することで減量できるという考えもありますが、かえって出し放題となる危険もあります。高性能の焼却炉を備え付けることで、何もかもごちゃ混ぜとなればエコロジーに逆行している気がします。私は野菜は皮や茎も使い、米のとぎ汁も花、木にかけるとなればエコロジーに逆行しているつもりですが、愛する者に少しでもこの自然や資源を残したい。記事にあった押しの一手は環境保全への強力な力となると思うので、押しの一手、欲しいです欲しいです、というまあ記事の内容でした。

この押しの一手の材料は、ヒノキの間伐材を使うことで地球温暖化防止にも一役買っております。また四万十市のごみ削減対策の中で1つ、四万十市家庭ごみ減量チャレンジ事業を実施しております。これは地区が主体となつてごみの減量、分別に取り組み、分別したリサイクルを直接リサイクル業者に売却し、地区の収入としてもらうことで、ごみの減量化、資源化と地域づくりの向上を図る一石二鳥の事業です。今年5月末時点でこの事業に認定された地区は39で、合計5,732世帯ということでした。で、このチャレンジ実施地区の声として、リサイクルの必要性、資源の大切さを再確認することができた。また、地区民のごみ減量、リサイクル意識が向上した。また、収益があるので、地区民にとって有益な事業であるとの声が挙げられているということです。

そして、20年度中村地区でのリサイクルごみ排出量が約349トン、売却金額約396万円、一地区での年間収入が5万円から15万円になるということです。それと役所、保育所、学校、スーパー、病院、飲食店、その他大量のごみが出る所へのごみ削減と、リサイクルの指導の徹底を図っているとのこと。電気式生ごみ処理機に対し半額の補助、紙用シュレッダー1万円か2万円の機器に対して、一律5,000円の補助等を行っています。

まあ、いろいろと参考になることもいっぱいあると思うんですけども、まあごみ減量に成功しているこうした自治体のまあ政策等も取り入れて、ごみの減量化、リサイクル率の向上に向けて、再度取り組むつもりはありませんか。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

門田議員の再質問についてお答え致します。

押しの一手ですが、私の方も高新で声の広場ですかね、あれで押しの一手が欲しいという、読まさせていただきました。まあ確かにごみの減量と、まあその製品がですね地球温暖化防止、まあ間伐材を使用して作るということで、木材屋の方へ発注しちゃうということで、まあごみの減量と地球温暖化防止につながるということで、まあ確かに良いことだと思います。要はものを配っても、住民意識の問題やと思いますので、今すぐそれを配ったからといって即、まあ効果が出るかということはまあ個人の意識の問題やと思いますので、もう少し様子を見てですね、まだ全然香南も使っていないので、まあちょっともう少し様子を見ていきたいと思います。

それともう1つ、四万十市がまあいろんな取り組みをしています。しかし、四万十市は本町がやっているコンポスターとかEMボックスの補助はしておりません。ごみ処理機の補助はしています。

ほんでまあ、四万十市と全く同じやり方でなくても、うち独自のやり方もかまんと思いますので、もう今すぐ四万十市と同じようなやり方は、まあ地域性のこともありますので、本町の取り組みで一応進んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

ごみ減量は行政もですけども、私たち個人一人ひとりがその意識を改革することが大事やないかなと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

続きまして、がん検診の受診率アップについてです。がんは昭和 56 年以降、日本人の死因の第 1 位となっています。今や 2 人に 1 人ががんになり、3 人に 1 人ががんで死ぬという、世界一のがん大国です。それなのに多くの日本人は、自分がんになるとはなかなか思っていない。私もその 1 人でした。それは、がんが秘密のままだからです。おまけに、65 歳以上では 2 人に 1 人ががんで亡くなっています。ちなみに、がんは女性より男性に多い病気です。これは喫煙率が男性 4 割、女性 1 割の差だそうです。タバコを吸わなければ、がんになるリスクを 3 割減らせます。

アメリカでは 1990 年代に死亡率が減ってきたのは、60 年代の禁煙キャンペーンが効いたからとのこと。これを予防といいます。がんの 1 次予防は生活習慣です。がんの原因としては喫煙、食生活、感染症の 3 つで 75 パーセントを占めており、がんの発生には生活習慣や生活環境が最も深く関係していると言われています。従って、がんの 1 次予防策として、タバコは吸わない、吸っていたらやめる、アルコールは控え目に、運動して肥満を防ぐ、塩分を控え、野菜、果物を多く食べる、といった生活習慣を実践することが大事です。

肺がんや肝がんは早期発見、早期治療の技術が十分に確立しておらず、生存率が極めて低いことから、特に予防が重要になるわけです。その肝がんは、肝炎ウイルスの定期検診が重要な予防策となります。肝がん以外にも検診は有効で、特に子宮頸がん、大腸がん、乳がんの 3 つは受けなければ損ながんのようです。2 年前にできましたがん対策推進基本法では、がん死亡率を 20 パーセント減らす。また、5 年後には今の 20 パーセントの検診率を 50 パーセントに上げるという目標を立てました。禁煙は必要ですが、まあ 30 年後、40 年後に効果が出ます。10 年後に死亡率を 20 パーセント減らすには検診率を上げるしかありません。ポイントはがん検診です。検診が一番有効と言われる子宮頸がんは、アメリカでは 9 割近くが検診を受けておりますが、日本では 2 割です。

東京大学医学部の中川恵一准教授によりますと、検診率を上げるためには、がんがどういう病気であるかを知ること、伝えることが大切であると言われております。

ここで本を紹介しますが、中川恵一准教授の書かれた、がんのひみつです。秘密といっても、知ってほしいのに知られてないがんの秘密です。その秘密を分かりやすく项目的に書いておりますので、ものすごく参考になります。

乳がんのデータによると、DNA が傷ついてがんが 1 個できて、それが 1 センチになるのに 15 年かかります。その 1 センチのがんが 10 センチになるには 5 年です。1 センチ以下のがんは発見できません。早期がんは、乳がんだと 2 センチです。1 センチが 2 センチになるには 1 年半です。この間で発見することが大事です。タレントの山田邦子さんもよくテレビに出ておりますが、毎年検診を受けていたのに、忙しくて 3 年受けなかった。その間に、乳がんが大きくなってしまった。2 センチまでの早期のがんでしたら、治癒率はもう 9 割以上との

ことです。だから実際の検診も、乳がんは2年に1回、肺がんはちょっと進行が早いので、1年に1回ということになっております。

既に、がん対策はもう国策です。小学、中学校の保健の授業でも、がんについて学ぶ機会を取るべきではないかなと思います。検診率をアップするためには、検診を受けない方々にきちんとヒアリングを行い、どういう環境をつくれれば受けやすいのかを聞くことが良いと思います。また、検診率が上がると、その分財政負担も増えます。総務省が先月、がん検診を実施している市町村に配分する2009年度の地方交付税について、2008年度から倍増し、1,298億円とすることが決めております。

がん検診事業を支援する交付税の大幅増額は初めてですが、他へ回さず、検診とその推進のために使っていただきたいのですが、黒潮町への増額は幾らですか。健診と推進にそれぞれ幾らずつ補正を組む予定ですか。

黒潮町として受診率を上げるため、今後どのような対策を講じられるのかお尋ねします。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

それでは、門田議員のがん検診受診率を上げるため、今後どのような対策を講じるかとの質問にお答えします。

がん検診向上のために、佐賀地域では特定検診、後期高齢者検診、胃がん検診、大腸がん検診、結核肺がん検診とセットとして、受診者の利便性の向上に努めています。また、大方地域では各部落に出向いて行き、検診会場まで来るのが大変な方のために受診しやすい環境をつくって、受診率向上のため努めているところです。

がん検診の未受検者の対策として、大方地域では大腸がん、子宮がん、乳がん、胸部レントゲン検診の拾い検診を、佐賀地域では、胸部レントゲン検診の拾い検診を実施、受診率の向上に努めているところです。

今回、国の平成21年度補正予算に盛り込まれている女性特有のがん検診対策事業等について、5月29日に国の予算が成立に伴い、本事業が5月29日から施行されました。この事業の内容は町が事業主体とする補助事業で、事業内容は対象者台帳を整備し、検診クーポン券、検診手帳、検診案内を一括に該当者に送付する。送付に必要な経費を検診経費はすべて国が補助する制度で、対象者は平成21年5月29日現在に住民基本台帳に登録されている女性で、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に、子宮頸がん検診においては20歳、25歳、30歳、35歳、40歳と、また乳がん検診においては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の年齢になる方が対象となっております。

黒潮町においてもこの事業を受けて、積極的に取り組み、女性のがん検診受診率向上と、がん検診全体の受診率を高め、早期発見、早期治療に向けて検診に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

すいませんが、このがん検診についての増額という質問がありましたが、この女性がんについては国の補助ですので予算化されておきませんが、なお、いま一度ちょっと確認に行ってくださいとおりますので、分かり次第報告させていただきます。

議長（小永正裕君）

門田君。

11番（門田仁和子さん）

このたび女性特有のがん、子宮がんとか乳がんに対しての、先ほども対象者を言われましたけども、子宮がんの場合20歳から40歳まで5年刻みで、乳がんの場合40歳から60歳まで5年刻みの方が、まあ対象者になっておりますね。でもこれがまあ、補助が出る無料クーポン券と検診手帳が頂けるということですが。

これ以外の年齢の方の、もし希望者いうのがありましたら、どうされますでしょうか。それは補助はないと思うんですね、もう補助対象者じゃないので。

(議長より「2 問目の質問は今のことですね」との発言あり)

はい、お願いします。

議長 (小永正裕君)

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長 (大塚一福君)

再質問にお答えします。

先ほど答弁しました婦人がんについてはまあ、20 歳から 40 歳、乳がんについては 40 歳から 60 歳という、まあ 5 歳刻みの方が国の補助で全額対象になるということですが、このほかにまあ該当者の方については 40 歳以上、子宮頸がんの方については、20 歳以上の方も一般的に対象として受検するようにしています。

ただ、今回の国の施策でこの 5 歳刻みの方が全額補助ということですので、特別にこれを取り上げて国の事業に従って対応するというので、ほかの方が対応できないというわけじゃありません。

ただ、婦人がんの方は 900 円とか 800 円とか、ちょっと負担金は定かではありませんが、そのときの個人負担の受診費用は頂くようになっております。

議長 (小永正裕君)

門田君。

11 番 (門田仁和子さん)

大体で結構ですけども、いつごろから、7 月か 8 月、9 月ぐらい。いつごろから実施される予定になりますかね。

質問お願いします。

議長 (小永正裕君)

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長 (大塚一福君)

今の質問は、女性特有のがん検診ととらえさせていただきます。

まあ、大体ということで聞いて、返事させていただきます。私どもが、まあ旧佐賀地区の場合は、子宮頸がんは 10 月ごろ、乳がん検診については 9 月ごろを予定しております。

ただ、大方地域の所についてはちょっと承知しておりませんので、この場ではちょっと返事 (門田議員より「いや、今回のあれですよ、女性特有がん検診推進事業が今度。それに対しての、その対象者。今から推進の名簿を作って出さないけません、申請せんといけませんので、その実施」との発言あり)。

実施はもう、6 月 8 日に担当者の説明会が再度ありましたので、それに従いまして順次事務の遂行に移っております。

(門田議員より「はい、分かりました」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

先ほどの質問は、分かり次第また答弁していただくように致しますので。

以上で門田仁和子さんの一般質問を終わります。(門田議員より「積極的に取り組んでいただくということで、よろしくお願い致します。以上で終わります」との発言あり)

この際、15 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 15 時 17 分

再 開 15 時 30 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、村越比佐夫議員から早退の届け出が出されましたので、ご報告しておきます。

それでは、先ほどの門田仁和子さんの質問に対しての答弁がありますので、先に聞きたいと思います。

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

失礼致しました。

大方地域の子宮がん検診については、もう既に6月に通知を出してしまして、6月から、6月26日にかけて、ほんで12月3日については、ここの拾いをやるということです。

で、乳がん検診については8月10日から始まりまして、9月10日までに検診をします。ほんで11月18日に拾いをやるという計画になっておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは門田議員のですね、交付税措置の関係につきまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

比較がですね、20年度との比較でございますけれども、地方交付税の中にですね保健衛生費という部分がございます。その部分がですね、まだ確定的な情報ではありませんけれども、国が21年度はですね、がん検診の総額をですね、20年度が649億円から1,300億円にするということで、651億円の増というふうに国は掲げております。その651億円を町に当てはめてみますとですね、単位費用でですね400円アップというふうになります。それを町の人口等に単位費用で掛けてみますとですね、20年度が1億9,410万5,000円でございます。21年度がですね400円アップで、単位費用4,460円を当てはめてみますと、2億1,322万8,000円ということになりまして、約1,900万円の増となるような算定にはなりますけれども、これまだ確定的じゃあございませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。現在、県等で試算もしております。その情報がまだ入っておりませんので確実というふうには申しませんが、まあいずれにしても保健衛生費の中でがん検診がですね増えてくるということは間違いないというふうに思っております。

ただし、この交付税がまあ1,900万増えるからといってですね、これをまあすべて検診等に当てはめるかということにはなりませんので、まあそのへんはご理解もいただきたいと思います。

交付税そのものはですね、こういう形でそれぞれいろいろ、まあ消防費とか保健衛生費とか、さまざまな経費に対して、国からですね基準財政需用額という形で算定し、また町の基準財政収入額というものを出してですね、その基準財政収入額の75パーセントからですね基準財政需用額を引いた部分にきますので、その部分ではですね、交付税そのものはあくまでも市町村の自由裁量という形になりますので、まあできるだけこの国のですね意向に沿えるような形で町も取り組んでおりますけれども、それぞれ自治体のですね施策等によって考えが違ってきますので、この1,900万がすべてのがん検診に当たるかということは、この場ではですね申し上げることはできませんけれども、できるだけそういう形でですね、がん検診の受診率向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

以上で、先ほどの門田さんの一般質問の補足答弁ということで終わりたいと思います。

よろしくお願いします。

続きまして、一般質問を続けます。

次の質問者、浜田純一君。

8 番（浜田純一君）

それでは、ちょっと風邪ひいておりまして、ごめんなさい。通告書に基づきまして質問を致します。

租税債権管理機構のですね、20年度徴収実績が報道されまして、委託額はですね6市町村で4億3,880万2,000円、徴収額が当初目標7,500万だったらしいのですが、2倍の1億4,587万7,000円を徴収したとありましたが。

当黒潮町のですね移管額は、4税ですね、軽自動車税、固定資産税、住民税、国保税で、2,736万3,000円ということでございましたが、この移管額に対する徴収額および徴収率はどれくらいだったかということと、それから21年度の移管額が出ておりましたらお聞かせ願いたい。

昨年ですね12月議会の課長答弁では、移管人数が50人、移管額が4税で先ほど言いました2,736万3,000円。これも12月議会の答弁ですので、その当時の徴収率がですね29.6パーセント、徴収額が809万7,000円でありまして、租税管理債権機構に支払う、これが13万5,000円掛ける50人ですね、675万を差し引きしますと、残り134万7,000円。そのときの私の思いはですね、管理機構をまあ、こんなこと言うたらちょっと語弊があるかもしれませんが、養っているようなと、気が致しました。

まあ最終的には、課長答弁では35パーセント以上になるということでありましたが、そういう報告を受けているということでありましたが、35パーセントといいますと957万7,000円になりますので、まあ差し引いても個人的にはまあまあの回収額かなと思っております。

以上の3点ですね。徴収額、それから徴収率、それから21年度の移管額についてお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、浜田議員質問事項1番カッコ1の、租税債権管理機構の20年度徴収実績が報道され、当初目標額7,500万円の約2倍の1億4,587万7,000円を徴収したとあるが、当黒潮町の移管額2,736万3,000円に対してはどれくらいの実績があったのかとのご質問にお答えを致します。

11月時点の報告は今言われたとおりでございます。まず1点目でございますが、徴収額は移管額2,736万3,924円に対しまして、1,083万4,770円となっております。徴収率はですね39.6パーセントになっております。12月のときが35から40くらいになるんじゃないかなということで、答弁をさせていただいたんじゃないかなと思っております。

それから次に、21年度の移管人数と移管金額の件でございますが、本町の21年度の移管人数枠は50名となっておりますが、うち8名については継続移管としております。従いまして、残る42名について移管予告効果も含めまして、72名の滞納者に移管予告書を送付したところ、46名から反応がありまして、一部納付、または納付誓約書の提出がありましたので、まあ一定のルールといいますか道義上ですね、そういったものが提出された以上はですね、即、機構への移管は見送ることと致しまして、残る何の反応もない26名について移管することと致しました。継続分と合わせまして34名の、今のところ移管となっております。

移管金額につきましては1,778万5,512円となっております。50名の枠で34名ですので、残る16名についての対応につきましては、他の市町村で非常に反応が少ない所もあるということで、その分は引き受けてくれることになりましたので、本町の21年度の移管は34名ということで、今のところ決定しているところでございます。

まあ浜田議員、債権管理機構で負担金を拠出して、ちょっと言葉が、僕が聞き間違ったかどうか分かりませんが、まあ養っているというような言葉がちょっと出たと思いますけれども。決して今までですね、何でも申しあげましたように、もちろん一面では滞納処分をすることは目的でありますけれども、やはり我々にとりましては地域の方々と密接な関係にある以上、なかなか困難案件についてですね労力と時間がかかる、そういうこともございまして、これは各6市町村ともですね同様の現状になっております。そういったことで、効率的にですね機構の役割と、私どものですね役割とをですね分担し合いながらですね、滞納税の圧縮、確保にですね努めていくのがですね目的でございますので、決してそういった思いでですね機構に対しての気持ちを持ってもらいたくないと言いたいのはですね、私の気持ちでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8 番（浜田純一君）

今、課長答弁でですね、前は2,736万3,000円だったものが1,778万3,000円ということで、まあかなり1,000万くらい移管額が減っております。それから、人数に対しても34名ですか、34名になっています。以前は50名だったものが、34名になったと。まあかなり徴収を進めておるということでもあります。

それから先ほど言いました、養っておると、ちょっと語弊がありまして、そういうつもりで言うたがじゃないかですが。まあこれは、あれやったら取り下げます。

そこでですね、あとそんなにこの件については質問がないのですが、まあ、かなり頑張って債権機構も徴収をしてくれておるようです。

最後にですね、町長にちょっとお尋ねしますが、今議会当初にですね、20年度の決算は財政健全化に努めた結果、普通会計で1億7,000万の黒字があると、黒字になったという報告がありました。大変結構なことだと思っております。続けてですね財政健全化に努めてもらって、頑張っていたきたいと思います。

そこでですね、今のこの日本の法人所得はですね、1973年程度の水準に落ち込んでいるようであります。当黒潮町も町民税、そして法人税とも減収になると思いますが、今後のですね、今後の税収の見通しと、また未済額も増えてくるんじゃないかと私は危惧（きぐ）をしておりますが。

この2点ですね。税収の見通しと未済額の見通しですね。これをお尋ね致しまして、この質問を終わります。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

それでは、浜田議員の再質問にお答えを致します。

今後の町民税、法人税を含む税収の見込みということでの質問ですけれども、21年度の町民税のですね調定額でございますが、ほぼ20年度並みの調定額になっております。まあただ20年中にはですね、先ほどの答弁にも出ておりましたけれども、リーマンの経営破たん等々、大手のですね企業のですね経営悪化等によりましてですね、昨年中は収入があったにもかかわらず、21年度はですね収入が少なくなったという面ではですね、やはり徴収率はですねあんまり期待はできないんじゃないかという反面ですね、滞納税のですね圧縮とですね現年の町税等のですね徴収になお一層力を入れてですね、確保に努めてまいりたいと思います。

なお法人税ですけれども、昨年度比でですね本年度は約100万円くらい落ちておるんじゃないかと思えます。見込みですけれども、大体一年度に100万円くらいは落ちていくんじゃないかといったことでのですね財政シミュレーションの中でもですね、数値を挙げさせていただいておるところでございます。

まあ、貴重な町財政の財源となるものでございますので、一層の徴収確保には努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8 番（浜田純一君）

21 年度は 20 年度と町民税はそれほど変わらんということでございまして、法人税がまあ 100 万くらい落ちているんじゃないかという答弁でございました。

ぜひですね、徴収には努力をしてですね、まあなかなか住民も払いにくいところもあると思います。がですね、まあ払うていきよる人もおるもんで、努力をしていただきたいと思います。

それでは、2 問目の質問に移ります。

その後の学校の耐震診断の結果と対応策は、ということで質問を致します。町長、3 月議会の答弁にですね、まあこれはまた繰り返しになるかもしれませんがあれですが、まあ、なもう一度お聞かせ願いたいと思います。町長の 3 月議会の答弁ではですね、佐賀中学校、それから入野小学校、三浦小学校において、対応を放置するわけにはいかない、そういう結果が出ているということでございました。できるだけですね早く結論を出して、抜本的な対策を講じたいと。が、全体的な要素を考えながら、全校の耐震診断が出そろってからのという答弁でありました。

で私がこの通告を出したときには、もう既に出そろっていると私は思っておりまして、この通告を出したのですが。この 6 月の 10 日の説明会ですね、町長の。では、佐賀小学校、中学校は改築と。基本設計、それから委託料は 3,968 万円、入野小学校も耐震補強を実施、委託料としてですね 519 万 2,000 円の予算が計上されておりましたので、この 2 点は伺わなくてもいいです。

そこでですね、三浦小学校の件について。6 月 5 日の三浦小学校の件については、6 月 5 日に対処の報告があったということで、間に合わなかったということでございましたので、6 月 12 日のですね議員協議会では、数字的にまあ改築の方向だが、今回の質問で答えを出すことでありましたので、三浦小学校についてのどのような対処をするかということで、答弁を願いたいと思います。

それとですね、6 月 12 日にこれは全員協議会、議員協議会でですね、他の議員より、その他の校舎の要耐震化の対応はどうするのかという質問も出ました。それからですね、地域活性化経済危機対策臨時交付金制度の要綱の中にですね、安心で安全な学校づくりという交付金があるので、これを活用できないかという質問がありましたので、この 2 点を伺って、それから三浦の答弁を願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、浜田議員の学校の耐震化の質問にお答えを致します。

この診断結果につきましては、6 月 12 日の議員協議会の中で報告をさせていただきました。そのため、この分については省略をさせていただきます。

それから、三浦小学校はということでございますけれども、なお再度ですね、全体的なことも含めて答弁をさせていただきます。

まず、今議会に設計委託費を提案しておりますように、佐賀中学校と佐賀小学校につきましては、21 年度に小中一体校として、改築の基本設計とそれから実施設計を作成をしまして、22 年度から両校の改築工事に着手をしたいと考えております。

また、入野小学校の校舎につきましても、21年度に耐震補強の実施設計を作成をしまして、耐震補強工事に
つきましても21年度中に着手をする予定です。

ご質問の三浦小学校につきましては、校舎のIs値が0.31、屋体、体育館でございますけれども、これが0.17
と、非常に危険な状況であります。このため、基本的に改築での整備を考えております。しかしながら、現位
置での整備には不同沈下の対策が必要となってきます。ここで言います不同沈下の対策とは、現在の校舎の位
置での改築が可能なのか、あるいは学校の敷地内に安定した地盤があるのかないのか、などの校舎の位置を含
めた検討になってきます。

そのための調査と基本設計の委託費を今年9月議会に提案をし、その計画を基にしまして、22年度中に実施
設計書を作成したいと考えております。23年度には改築工事に着手をしたいというふうに考えております。

また、Is値が0.11と非常に低かった挙ノ川、伊与喜の体育館につきましては、9月議会に実施設計委託費を
提案をしまして、21年度中に耐震補強工事に着手したいと考えております。

その他の大方中学校の校舎と、田ノ口小学校の校舎と屋体につきましても、耐震化が必要な建物、まあいわ
ゆるIs値が0.75未満となっておりますけれども、この2校につきましては、先ほどの学校の補強工事や改築
工事が終了をした後の、平成25年度以降の補強工事を予定をしております。

それから、安全・安心な学校づくり交付金事業につきましては、平成18年度に法改正がされまして、それま
で国庫負担事業であった学校施設の整備事業がですね、交付金化をされたものでございます。今回の地域活性
化経済危機対策臨時交付金の制度、これにおける交付の対象事業となっております。

今後の整備にまあ導入を予定しておりますこの事業でありますけれども、対象となりますのは21年度に実施
予定の挙ノ川、伊与喜小の屋体と、それから入野小学校の校舎の耐震補強工事への、いわゆる交付金の残の部
分ですね、対象外の部分へ充当をしたいというふうに考えております。

従いまして、三浦小学校につきましては、この経済対策の分については21年度予算に計上されたものという
ふうな形になっておりますので、対象外という形になります。

以上が、診断結果を受けてのですね、整備計画の内容とスケジュールとなっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

この三浦小学校の体育館ですね、これももう千万といいますか、キジラミが入って、恐らく倒壊するんじや
ないかと思っておりますけれども。

この前ですね、あれいつやったかな、消防の係りが来ましてね、三浦小学校、それから入野小学校、それか
らどこやったかな、まあ6校くらいがね、ボランティアのね、何やったかな、ボランティア、地域ボランティ
ア何とかいうがにうたわれちりましたね。ほいでですね、あの三浦小学校の体育館もですよ、あのままじゃ
ちょっと、先にやらないかんのじゃないかと思っております。まあ、何かその地震、津波が来た場合にですね、防
災マップを見よりましたら、田野浦は大体半分くらい、8メートルのあれやったら半分くらいつかってしま
います。で、出口もかなりつかるとは思いますが。

そういう意味でですね、先にその屋体ですね、その体育館のことはやったらいいのじゃないかと思っております。

教育次長、答弁願います。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

先ほども申しましたように、三浦小学校につきましては不同沈下が起こっております。そのため不同沈下対策、いわゆるまあ校舎を改築するに当たってもですね、その場所の選定というのが必要となってきます。もし安定地盤がなければですね、不同沈下対策、いわゆる支持地盤を作ってですね、その上に校舎を建てるというふうなこともなろうかと思えます。そうした意味でですね、まずその校舎の建てれる位置を先に探すという作業が必要になってまいります。このため、仮にまああの体育館をですね建て替えるにしても、どこへ建て替えるかということもまあ検討する必要があります。場合によってはですね、建て替えた所がまた校舎の位置との関係によって、都合が悪いというふうなことも生じてきます。このため、あくまでも校舎とですね体育館については一体という考えで改築を考えております。

そういった意味で、言われましたように体育館、避難場所といいますかそういうボランティアの関係にもなっておりますけれども、今しばらくですね、現状の状況でお願いをしたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8 番（浜田純一君）

ぜひですね、精査をして、二度とその耐震化、そういう不備がないようなことで進めていってもらいたいと思っております。

終わります。

議長（小永正裕君）

これで浜田純一君の一般質問を終わります。

次の質問者、山下伊都子さん。

2 番（山下伊都子さん）

議長のお許しをいただきまして、2 点の質問を致します。

まず保育所の建設に当たって、私はどのような環境で黒潮町の子どもたちを育てるかという立場でも質問をしたいと思っています。

佐賀の保育所の建設は、合併前から多くの問題を抱えて統合することになりました。建築設計書ができて、今更一般質問を行うということには、まあ私の反省も含めて質問を致します。

先月、5 月 18 日に保育所の建築設計説明会がありました。説明会には保護者会の役員、区長、先生など、約 20 名ぐらいだったと思いますが参加されていました。それで、議員として私と村越議員は佐賀保育所整備推進協議会の委員になっているので、呼び掛けがあったのじゃないかと思っております。

説明会では設計書が配られて、行政側は、今夜は設計書の説明だけなんですということでした。その折保護者の中からは、こんな立派な設計書ができていているということで、まあ自分たちもいろいろと質問をしたいということでしたが、説明だけだということと、で、自分たちは何も言えないのかっていうふうな声もありました。

私は質問ができないような会だったら、わざわざ夜する必要がないんじゃないかなっていうふうに思いました。まあ、行政からしたら説明をしたっていうことを、まあいうたらまあアリバイ作りというか、そういうことで開いたのかなっていうふうにも取れるような感じでした。

私は保育所整備推進協議会に入っているの、保育所建設は委員会で設計図などの検討もすると思っております。で、合併をしてからずっと、私と村越議員が整備の推進の委員になっておりまして、村越議員にも尋ねたら、そんな保育所建設に対しての検討委員会はなかったように思うっていうことで、村越議員もおっしゃ

っておりました。私も会議には一度だけ要請があったけど急な用事がありまして、欠席をしたことがあります。で、保育所の建設に当たってはそれらしき検討が、私の記憶の中では一度もありませんでした。

それで町長にお聞き致しますが、保育所整備推進協議会の目的は何だったのか。で、議員が2名も委託しておりながらこの3年間、まあそれらしき協議の招集もなかっておりましたので、そういうことでこの推進協議会の目的は何だったのかっていうことで、疑問に思っております。まあ言ったら、このようなまあ3年間の中で、合併してから推進協議会の中で、私はいい保育所を目指して、この協議に参加できるのかなっていうふうに思っておりましたが、それもできてないし。で、保母さんに聞きましたら、協議に協議を重ねたっていうことでありますが、本当に自分たちの意見もあまり聞いてもらえなかったというふうな話もあります。で、説明の会の中でも、まあ運動場が狭いのもっと広くならないのか、せつかく新しく建てるのであるなら、もっと広く余裕を持って建設するべきではないかとの声もありましたが、行政は園児の基準に照らして十分満たしているからっていうことでした。

で、保育所の移転のときの行政の説明の中でも、都会の保育所に比べたら十分広いという声が聞こえました。私はこの自然豊かな中で、質の良い保育園をどのようにしていくのか、どのような子どもを黒潮町として育てていくかというのが、私は課題になっていくべきではないかなというふうに思っております。

で、行政はこの保育所の建設に当たって、国の基準に合っているから保育所の設計が立派な設計書になっているのかどうかお聞き致します。

で、この12日に教育厚生委員会がありまして、保育所の建設場所を見に行ってきました。で、その説明会の中でも見に行ってくれたら、十分広いっていうふうなことも言われておりましたが、現地を見たときに、まあ建物が建っていないので広いように見えますが、建物を建てたり遊具を置いたりすると、100人余りの児童では狭いのではないかという感じが、実感として見て思いました。

現在の佐賀の保育所も、以前は子どもたちがたくさんおられまして、狭くて、運動会などの行事はよそのグラウンドを借りて行事をしていたというふうに聞いています。そうすると、先生も大変だったという声もありました。で、そこで、この間の教育厚生委員会の中でも、佐賀中学校、小学校の校舎建設のマスタープランはもう一度、場所的なものも含めて考え直さなければいけないというふうなことの教育長も報告がありましたが、せつかく保育所を建てるのであれば、もうちょっと広い運動場にできないのか。これ100人余りが保育園おりますので、で、運動会とかそういういろんな行事のときには、保護者だけが参加するのではなくて、おじいちゃんばあちゃん、近所の人たちも見に行かれると思います。あの運動場の幅で、保護者たちは遊具をもっと増やしてほしいとか、そういう要望もありますので、本当に狭いんじゃないかなというふうに思います。

で、保育所建設に当たっては、私は佐賀の地域に保育所をということじゃなくって、伊与喜の所についていうふうなことも言っていましたが、先生たちもおっしゃっております。あのグラウンドをこう金網でこう囲んで、するっていうことなんですよ。そしたら、まあ伊与喜でしたら狭くても、運動場の前には山があると。その山に子どもたちが登ったり、ターザンごっこをしたりして、その運動場よりも倍広い、まあいうたら運動の、子どもたちがそこで運動ができていうことで言っておられました。それから比べると、今度の保育園は金網に囲んで、まあ言ったら、見たら、その中で安全に子どもたちを保育していくっていうことだけで、というふうな環境の中で子どもを育てていくということがあんまり話し合われてなかったんじゃないかなというふうに思いました。まず保育所を建てる時には、そういうことがまず大事じゃなかったかなというふうに思います。で、もう一度、グラウンドはまあ小学校、中学校の校舎の見直しもあるようでしたらもう少し、まあ入札も終わったっていうことなんです、広くならないのかどうか聞きます。

またそれと、子どもたちが日常生活をする部屋ですよ。1、2歳児の教室には床暖房が設置してあるが、2、

3、4、5 歳児の教室は床暖房がされていないという説明を受けました。で、その代わり、遊戯室が避難場所になっているので、そこに床暖房を付けたってということは説明をされていました。で、保護者やら保育士さんたちは、遊戯室は地震で避難場所になっているけど、地震が起こった場合は電気も止まって使えないかもしれない。それよりも、日常子どもたちの生活をしているときに、床から温かい、まあいうたらあったかくって快適に生活ができるようにしてもらいたいというふうな話も聞きました。夏はまあ窓を開けて風が入ってくるので、まあ夏はともかくとして、ほんとに冬は子どもたちがほんとに快適に生活できるような、日常生活してる所が床暖房であって、快適に過ごしてもらいたいということも言われておりました。

このようにして、立派な設計書ができたと言っておりますが、もう一度こういう要望をしていいものかどうかということでお聞き致します。

1 回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

それでは、山下議員の佐賀保育所の建築設計説明についてのご質問にお答えします。

今回の答弁で、過去の答弁と重複する点が多々あると思います。お断りしておきます。

まず、平成 16 年度に佐賀町行政改革大綱第 2 次実施設計に基づき、佐賀町保育所問題検討委員会を設け、平成 17 年度に佐賀町文教施設等検討委員会を設置して、平成 18 年度に黒潮町佐賀地区佐賀中学校前周辺開発基本設計書を策定しております。これを受けまして、平成 19 年度に町内 4 保育所において説明会を数回開催し、最終的に黒潮町佐賀地区保育所整備推進協議会を経て、仮称佐賀統合保育所の建築を決定しております。

この協議会は条例に基づく組織で、平成 20 年 1 月 1 日に委員会を委嘱し、構成メンバーは町議会議員、民生児童委員、部落区長、児童の保護者、学識経験者の 16 名で組織され、先ほどもありましたが、その中には山下議員も含まれております。去る 5 月 18 日に第 3 回目となる協議会を開催し、佐賀統合保育所の建築設計内容について委員の皆さまに説明し、意見をいただいた事項について、対応できることは対応するとの返事もさせていただいております。

ご説明した建築設計につきましては、過去の協議会の中で、建築に当たっては現場の保育士の意見を十分聞いて設計することや、木造建築にしてほしいという意見が出されていまして、設計業務を進めるに当たり、各保育所長を中心に 5 回の協議を重ね、それを受けて平成 21 年 3 月 31 日に委託業務を完了しております。

従いまして、保育所整備推進協議会の意見を十分反映した上で、佐賀保育所の建築設計説明会を開いたものであり、また 2 回目の会議時に、次回は、まあ 3 回目のことですが、建築設計の結果報告のみとさせていただきますということを伝えてあります。その上で、今回も対応できるものは努力すると回答していますので、保護者の意見がほとんど言えないということはないと考えております。

設計内容についていろいろなご意見があらうかと思いますが、保育士の意見をできる限り取り入れ、また限られた用地の有効的な利用を考え、また環境に配慮した木のぬくもり、木の香りが感じられ、園児に温かみを与えられる園舎として設計していただいたつもりですので、ご理解をお願いしたいと思います。

1 問目の、（山下議員より「床暖房の面なんかは、もう協議はできないんですか」との発言あり）

（議長より「床暖房と庭の広さ」との発言あり）

床暖房については、この保育所の建築に当たっては、大方の中央保育所と同等の考え方をしております、ゼロ歳児、1 歳児を床暖房にして、まあ 2 歳児、3 歳児、5 歳児はまあ、普通の教室と。ほんで、まあ先ほどもありましたが、遊戯室をまあ地域のたつての希望でもあり、まあこれは地震とか津波の対策で避難場所にもさ

してもらわないかんという、強い当初から要望があったことから、遊戯室をまあ床暖房にセットして、その面、まあ中央保育所と違う点が感じられます。

また、先ほど土地の有効利用ということで答弁させていただきましたが、この国の基準から言えばまあ当然、130人規模の定数ですので、一人当たり3.3でまあ450平米足らずのまあ国の基準ですが、5月18日に山下議員の方からいろいろとまあ意見もあったことから、明くる日、私は即、新たな造成地と今の保育所を現地確認に行き、まあ保育士の話も聞いたわけですが、まあ現在100人足らずの園児ですので、ちょうどトラックも引いてみました。ほんで、この状況のトラックでどうですかいうたら、十分ですということもあって、また、それなりに比較してみますと、今の統合保育所の中には、まあ庭として使える、まあ遊戯も若干入るがですが、1,000平米ぐらいできます。それと、今の佐賀保育所では700平米、まあ約300平米の違いがあって、統合保育所は広いということと、この間まあ常任委員さんらが来てもらった中の意見でも、こりゃあ広いねと、中央保育所より広いじゃないかというような、まあ温かい言葉もいただいておりますので、念のため付け加えさせていただきます。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

この保育所の保育士さんの意見も十分取り入れてこれできたってということで、まあ声を聞きながら現場の保育士さんたちは5回の協議を重ねて、十分まあできたってことなんです。しかし、保育士さんの中からもそういう声が出てるんですよね、あんまり聞いてもらえなかったっていう声が出ているんですよね。ですから、こういうことになってるんじゃないかなというふうに思います。

それと、まあ私があそこの現場に行ったときに思ったのは、ほんとに狭く感じたんですよね、検討委員会の方が行って広く感じたってことなんです。ほんとに100人子どもたちが行く中で、先生たちも佐賀の保育所では運動会なんかもするときでも、ほんとに保護者やら、おじいちゃんばあちゃんが見る所が少なくって、いろんな所で見てたってこととあも言われましたので、十分だっていうふうには、私は先生たちのお話を聞く中で感じなかったんですけど、まあ、建築基準からしたら十分合ってるってことなんです。確かに都会と比べれば、都会の建築基準とかそういうものから比べたら、断然広いっていうことは私も分かっています。

で、この間の6月3日の朝日新聞なんですけど、保育所は広くすべきということで、60年前の基準で専門家は2割増の提言という、まあこれからきたら私たちの所も広いっていうことは言えるかも分かりませんが、今、厚生労働省が委託を受けた保育士や建築の専門家たちが、1948年の制定後改定されていない国の最低引き上げを提言する報告書をまとめた意見が出されています。で、この最低基準が制定されたのは昭和48年当時で、まず保育所は貧困家庭の子どもたちの対応が目的だったんですが、今は共働きの家庭などで、子どもの保育に対する考え方も変わってきていまして、保育所を利用する方が多くなっています。それと同時に、子どもたちの利用の時間も長くなっておりまして、落ち着いて食事や昼寝をすることが心身の発達に重要になっているっていうふうに、この専門家の方たちは提言をしております。

それと、保育所がなぜ幼児の発達に対してどういうふうな影響を与えるかということでも、私は質の良い保育こそがということで、保育が人生を変えたとして研究発表がアメリカで発表されています。これはずっと古い話なんです、レーガン政権の下で教育や福祉予算が切り捨てられ、行政改革が行われていた時代でした。そうした中で発表されたこの報告書は、幼児期に質の良い保育を受けたか否かによって、その後の子どもたちの人生を大きく左右されるということと、客観的なデータを裏付けるとともに、保育が子どもの発達に与える

長期的な効果として、保育はそれに要した費用の6、7倍の利益を社会にもたらすと報告をしております。

この調査は1962年にミシガン州の3、4歳児が通う就学前の保育施設で行われました。同一の小学校区に居住する123人の幼児のいずれも貧しい黒人の家庭で、1、2年間、半日保育を経験するグループと、保育を受けずにそのまま小学校に入学するグループに分けて、その後の子どもたちの発達とか成長を、成人するまで、27歳まで追跡した調査です。で、子どもたちが19歳になったときに、データはわずか1、2年の半日保育だったにもかかわらず、青年期に直面する社会的自立の課題の達成度を示すほとんどの項目で、保育所に行かなかったグループよりも良好だったそうです。基礎学力だけでなく、非行や逮捕回数なども、項目では幼児期の保育がその後の人生を左右する大きなプラス効果をもたらしたということが発表されております。

このような結果を見ながら、黒潮町はどうかになっていうことで、私は考えてみました。保護者や保育士さんたちが中心になって、黒潮町では公的な保育の制度の充実に頑張っております。本当に保育士さんたちも頑張っておりますし、行政もその点では頑張ってくれているというふうに思います。しかし、この保育所を建てる時にずっと私は意見を述べてきましたが、行政側はまあ言ったら一極に集中をして、そこに経済的な効果からして、佐賀の地域に持っていくってということも言われて、その子どもたちをどういうふうに育てていくか、どういう子どもたちを黒潮町で育てたいかっていうことの項目が抜けていたように思います。それで、このような意見が出てきているんじゃないか、そのように思っております。そういうことを考えましたら、やっぱり行政が予算を全面的に出すんじゃないに、子どもたちの将来を担う、子どもたちがどういうふうに育っていくかが抜けているように思います。そういうことも、せっかく新しく建てる保育所です。で、日々の生活を豊かに、生き生きと夢中になるような子どもたちの生活を保障していかなければならないんじゃないかなとふうに思います。

それと床暖房のことなんですが、大方の保育所に準じてやっているってことですが、これも保母さんたちが私に要求をしてきた問題です。寒いときに、まあ暖房は上からつけるらしいんですけど、床から適当な温度で快適に生活できるのが、いくら2歳、3歳、4歳、5歳児であっても、そういう施設が一番いいんじゃないかっていうことで、これも保母さんから出た要求でありまして、そういうことなんかもせっかく建てていくので、そういうことも見直していつてもらいたいと思います。

まあいろいろと、バスが止まる所に屋根がないからそこは見直すとか、いろいろそういうこともおっしゃっていましたが、そういう意見も何度か協議を重ねてやったってことでありますが、こういうふうな要望も出ていることは事実であります。ですからぜひそういうことも、黒潮町の子どもたちをどのようにして育てていくか、今のアメリカの報告書にもありましたように、ほんとにちゃんと幼児教育をしていけば、この黒潮町に返してくれることが、6倍も7倍も返ってくるってことが言われておりますので。

そういう意味からも含めて、この保育所建設にどのようにしていくかということを再度質問致します。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

この保育所の統合問題につきましては、まあ大方中央保育所もそうであります、旧佐賀町の場合もですね、なかなか1つの所にまとめるということは、それはそれぞれの考えがありまして、大変なことであります。できればその合併前からですね、このことはずっと議論してまいりました。その議論した根本といいますのは、やはり少子化と財政問題であります。

例えば、年長の場合は30人に1人の保育士が要するというものを、まあ実際10人とかでやっておると、そういう複合保育はいけないといういろんな意見もありまして、議論を重ねてまいりまして、できれば合併前にこ

の結論を出したかったというのが本音でありましたけれども、現実には津波の問題とか、場所とか、いろんなことでどうしても調整ができず、合併まで引きずってしまいました。

ほんでその後を受けてですね、いろいろと文教施設の一体化ということもあって、まず保育所が第一であるということになりまして、最終的には、この問題を先ほど課長が説明した経過も踏まえまして、平成20年の1月1日に村越議員の提案もありまして、佐賀町保育所問題検討委員会を立ち上げて、そこで決を採ってくれという提案がありました。それを受けて、この方針を決めたものであります。ほんでその後ですね、まあそのときの条件としまして、いろいろその保育士の意見とか、そういう者の意見も聞いて設計をするようにということを示唆を受けましたので、それは十分聞いて、先ほども説明あったように5回を重ねてやりました。

その中で、私ちょっと残念なのはですね、まあその保育士が意見を聞いてもらえなかったということをするというのは、私は非常に残念に思います。といいますのは、5人の委員を選んでですね保育士を、人数はちょっとあれですが、何人かの保育士を選んで、その中の専門の建築士も入ってですね、5回も会を重ねて議論を重ねたと。その中には当然、議員さんの意見が全員合うわけではなく、そういう意味で全員が合うということはないと思います。ですから、我の強い方もおれば、そうでない方もおります。そういうものを踏まえてですねいろいろやった揚げ句、最終的にこのようにしましょうということの意見をもってこの設計をしたわけですから、決してその意見を聞かなかったということは、私はないと思います。

それからもう1つ、この前の会のかのですね、最終的に開いたときにも、バスの乗るときにちょっとぬれたいかんということも踏まえてですね、そういうものも努力しますと。聞けるものは、そのときに出席されたことはすべて聞いて努力するということも答えておりますし、そういうことを踏まえて今後もですね、もう入れも終わりました。で、議員が言われますように、敷地はですね広いに越したことはないです。それは野球場ぐらいあればいいんですが、なかなかそれは財政上とか、佐賀という地域の土地のなさもあります。ほんでその中で、基準を満たした上でなおかつ安全、やっておるわけです。

それからもう1つはですね、床暖房も理想どおりとはいいかもしれませんが、できたばかりの大方の中央保育所とのバランスもあります。ですから、そういうものの単価的なもの、お互いの同等のもの、そういうものを踏まえた上で、私たちはまあ十分配慮して設計したと思っておりますので、ひとつご理解のほどをお願いいたします。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

5回も検討に検討を重ねて、この設計書ができたということで言われておりましたが、まあ保育士さん、まあどういふ検討をされたか分かりませんが、これは私は保育士さんにも聞いた話なんですけど、やっぱり意見は聞いてもらえなかったっていうのがあれでしたね。そういうことで、私はこの問題を取り上げてやっ

てるわけなんです。やっぱり、大方と佐賀とのバランスも考えてやらないかんということもありまして、床暖房の問題にしても、そのこともずっと話をしたらしいんですけど、その話も聞き入れてもらえなかったっていうふうなことも言われておりました。確かにバランスの問題もそうですし、やっていかないかんとは思いますが、やっぱりこれから新しく建てるので、要望として聞いてもらいたいっていうふうに思います。せっかく建てるので、次にやっぱりこれはいかんかった、次こうしようかっていうふうでなくて、ちゃんとした施設にしていっていただきたいっていうふうに思います。

それと、これは保育所ができてからの問題もあるとは思いますが、やっぱり保育所っていうのは保護者の就

労を目的にして保育が受けられております。で、今、挙ノ川保育園でも今度合併になれば、この挙ノ川保育所は全然使えないような説明もされておまして、どこに子どもを連れて行って、そこから子どもが乗るバスをどうするんやろうっていうふうな、いろんなこれからの心配事ですよね。そういうことからも話し合っているそうなんです、保護者たちが。そういう意味からも、やっぱり就労を目的として保育所が挙げられておりますので、十分に保護者の意見も聞きながら、送迎をするっていうことでこの保育所は統合もしていきましたので、そういうことで後々までに十分聞き入れて、検討していただきたいなと思います。5回も会を開いて、この十分な設計書ができたっていうふうにおっしゃっておりますが、できた時点でもこういうふうな問題も出てきておりますので、今度は送迎の問題も保護者が今すごく心配もしている問題もありますので、十分保護者の意見も聞いて、これからの対応をしていただきたいなと思います。

お願いします。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

先ほども申しましたように、それぞれの意見がありますけれども、意見が合わないことも多々あります。で、それはもう最終的にまとまらなければ、いつまでたってもこのことは進みませんので、ですからまあ、言い換えれば多数決で最終的には決めるしかないということになりますね。で、そういうことも踏まえて、やはり民主的に保育士の意見も聞いて、設計士もそのノウハウをもって決めたことでありますので、ひとつそこはご理解願いたいと思います。

それから、面積その他につきましては、やはり先ほど言いました基準を満たした上での話ですので、そこもひとつお願いします。

それからあとはですね、保育に欠けることということについては、当然働く親とか保護者、そういう者のことも考えてやることは十分承知しておりますので、送迎についてもですね、大方の中央保育所からの、まあ現在運行しておりますので、そういうもののアドバイスも受けて計画したいと思います。

あとはまた、設計内容にですねどうしてもやりゆう中で、これはこうしたらいいということも出ろうかと思っておりますので、そのときにはそのことも建築士等も話してですね、十分実のあるものにしたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

まあなかなか皆さん、十分な意見を聞き入れるっていうことは難しいかもしれませんが、これからも保護者の意見、保育士の意見などを聞いて進めていっていただきたいと思います。

2点目の質問を致します。

安心して地域で生活できるまちづくりということで質問を致します。

この4月に介護保険の改定が行われました。介護保険が始まって10年目になる黒潮町として、この改定をどう見るのかお聞き致します。認定基準の仕組みも改定されていますので、現場では矛盾が起こっていないかどうかということでもお聞きします。

で、全国的には介護の現場では深刻な人材不足で、事業所の閉鎖や特養ホームの開設の延期などが珍しくなく、一方では保険料だけ取り立てて、介護なしと言われるように、家族介護の負担が重くのしかかっています。このような状況の中で介護保険の保険料とか、介護報酬、事業計画などが見直されました。見直しはされまし

たが、浮き彫りになったのは高齢化の進行で利用者が増え、介護報酬の引き上げで労働条件の改善を図ろうとすると、低所得者まで保険料や利用料が値上げになってしまうという、介護保険の抱えてる大きな矛盾が出てきています。

私は現在、介護4の母親を見えています。週に2回、デイサービスに行くことでお風呂に入れていただいて、大変助かっています。この4月から利用料が少額ではありますが上がっています。しかし、年金だけで生活している在宅介護の現場では介護の必要ではなく、負担がどれだけできるか、それによってヘルパーの利用やデイサービスを減らすなどして生活をしている方たちがたくさんいます。

また調査項目が削減されて、調査基準も改定されています。例えば、重度の寝たきりの方で移動を行っていない人は、これまで要介助と判断されていましたが、4月からは介助サービスが提供されていないので、自立と判断されるといいます。このように判断基準が見直され、介護の取り上げが進められようとしています。

私たちは介護認定や利用限度額を廃止をして、現場をよく知っている専門のケアマネさんやヘルパーさんなどの判断で、適正な介護が受けられるべきではないかなというふうに思っております。ほんで、介護保険が始まって、地域で安心して生活ができるだろうっていう期待もしていましたが、この毎日新聞の調査では2008年に介護殺人、無理心中事件が32件。で、未遂は除いているそうですが、そのうち半数が介護保険を利用していたそうです。で、特に最近では、介護をしている人たちに占める男性の割合は約3割増えているそうです。また、家庭内の高齢者の虐待調査では、加害者の41パーセントが息子さんである。で、続いて夫であるというのが16パーセントとなっております。それだけ介護はね、介護保険を受けていながら、そういう状況がね続いているんですよね。で、いつも新聞を見るたびに母親を殺したとか、老老介護で死ぬのを手伝ったとか、そういうことがいつも新聞に載せられておりますが、ほんとに現場は深刻です。

先日、私と同じように実の母を介護してる方が、今日はデイサービスに行ってるので、一日中自分のことができるので、もうほんとに楽しんでいることを話してくれました。で、そのお母さんは少し認知があって目が離せないの、どこに行くにも連れて歩いているそうです。年は私の母とあんまり変わらないんですが、足腰がまだしっかりはして、で、まあいろんな所に行って目が離せないっていうことでした。で、口も達者で、いつもけんかばかりしているということでした。で、私は話を聞いていると、まあ2人で泣き笑いをしていました。そして彼女が、こんな話を聞いてもらえてすっきりした、自分と同じようなことを考えているんだなっていうふうに言っていました。こんなに何でも話し合える場所があったらどんなに気が休まるかということも話されていました。

それと、もう一人の方は姑を介護しているんですが、このお母さんは認知症で、夜も徘徊（はいかい）をして、隣近所に大変迷惑を掛けているっていうことでした。で、ある日起きたら、腰が痛くって起きられないと言い、救急車で病院に行き、今は入院しているそうです。それでお嫁さんは、おばあちゃんが入院しているので天国だっていうふうに言っています。ずうっと入院してもらいたいと話されていました。この方は、まあ施設に入れたらいい言うが、まあお金がないので施設には入れられないということでした。

で、話をしていく中で、介護をしている方は心身共に疲れ、自分自身を責めています。何もできないおじいちゃんおばあちゃんにつらく当たったり、また自分で落ち込み、まあその繰り返しなんですよ。そういうことを言っていました。

この間、地域包括支援センターで相談室を開いていました。友人が相談に行ったそうです。介護をしている方の相談者がいなくて、悩みを聞いてくれたそうですが、自分一人だったのでまあ悩みを十分聞いてもらえた。しかし、もっと介護をしてる方の話や経験などを聞き、自分の気持ちが晴れるような場にしてもらいたいっていうふうなこともおっしゃっていました。

昨年もこの問題を質問しましたが、地域包括支援センターなどで対応していきたいという答弁でしたが、どのように対応してきたかお聞きします。

で、家族介護の支援は、深刻な現実を基にして対策を行政が取っていく必要があるのではないのでしょうか。で、やっぱり現場に向かって、で、介護をしている人たちの話を聞き、その声をまあ国に挙げるとか、そういうこともしていかなかったら、本当に介護をしている方は大変です。で、老老介護って言われますが、私はまだちょっと60を過ぎて、ちょっと若いので、それですが、ほんとにおじいちゃんおばあちゃんを見ている方がこの間もおっしゃってありました。もう大変だっていうことで、もう目が離せない、夜も寝られないっていうことを話してありました。

そういうことで、ほんとに介護保険がこれ、始まって10年になりますが、ほんとに現場ではこういう声がありますので、どういうふうにもこの認定がされて、どういうふうにも現場でも矛盾が起こっておると思いますが、そのことについて行政はどういうふうな対応をしているかお聞き致します。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

山下議員の2番、介護保険制度についてのご質問にお答えします。

介護保険制度は始まって10年を迎えますが、介護保険制度では事業計画を作成しまして、3年に一度見直しが行われております。今年が第4期、21年から23年度の初年度となります。

第4期の事業計画の主な改正ですが、介護従事者の処遇改善と介護保険料があります。介護従事者の人材確保のための関係法令が制定されまして、利用者の質の高いサービスを安定的に利用できるようにすることを改定の趣旨としております。

また介護保険については、介護を必要とする高齢者が増える傾向にありまして、必然的に介護保険給付費も増額となっております。平成21年3月末の要介護認定者は、要支援1から要介護度5の対象者が802名となっております。平成20年度の介護給付費の総額は12億900万円余りとなっております。

今回の改正によりまして、ご質問の認定制度に一部改正もありましたが、従前の利用規模に沿うような措置も取られておりまして、現在のところ特別な問題は生じておりません。

改正についてはこうした状況の中で、在宅サービスや施設サービスの今後の事業量を想定しまして、介護保険事業計画を策定しております。従いまして、事業計画に基づいた介護保険制度の健全な運営を行うために必要な改正としておりますので、ご理解をお願い致します。

本年5月末ですね、本町の高齢化率は33.7パーセントを超えております。こうした中で、元気で活躍されている方もおりますが、年齢とともにですね体力が衰えて、ついには家族介護の必要な方も増える傾向にあります。おっしゃられるように介護する方も高齢となってですね、家族の介護が難しいという状況も生じております。そういう中で介護保険制度を利用してですね、ヘルパー派遣やデイサービスの事業などを利用していただいております。現制度の中で、必要な介護サービスは提供されているものと認識しております。

議員が言われました、19年度に開設された地域包括支援センターで介護にかんする相談窓口となっております。いろいろな相談業務を受け付けて、関係機関と調定を行っております。年間にしましたら、年間300件を超える相談業務を受け付けております。

町としてはですね、今後においても介護保険制度、各種介護サービスの充実を図っていくとともにですね、介護予防に重点を置いて、介護保険者への移行をできるだけ少なくするような、また、在宅生活が送れるような支援を講じていきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

山下君。

2 番（山下伊都子さん）

まあ、要介護 1 からあれが 802 名、で、高齢化率が 33.7 パーセントっていうことのこの黒潮町の中で、相談窓口が年間 300 件あるんですか。

私、今さっきも言ったように、包括支援センターの中で相談窓口を開いてやってくれたっていうことは、この間あったんですね。で、友人もそのときに相談に行ってるんです。でもやっぱり、職員さんとの 1 対 1 の相談になって、いろんなまあいうたら悩みが聞けるっていうふうな状況じゃなかったっていうことがおっしゃってありました。やっぱり、どういうふうに介護しているのかとか、そういう経験とか、そういうものの話し合いを持って、自分はこうだ、こうしてるとかああしてるとかいうことで、そういう相談かなっていうふうにして行ったらそうじゃなくって、職員さんに、まあいうたら悩みを打ち明けるっていうか、そういうふうな相談窓口だったっていうことで。そうじゃなしに、もうちょっと広い意味で、みんなで交流ができるような相談、そういう場が欲しいっていうことをおっしゃってました。この間、私もずっと介護をしてる方のお話を聞く中で、そういうことが一番言われてるんです。悩みを聞いてもらいたい。で、みんなこんな悩みをしてるんやなっていうことで自分もほっとするし、自分だけじゃないっていうことで思うので、そういう場が欲しいっていうことをおっしゃってました。

で、黒潮町としても在宅で介護をしてる家族には、独自の支援制度がありまして、介護手当とか、介護支援特別事業では介護用品の支給もありまして、大変私たち介護をしている者にとっては助かっております。そういうことも含めて、まあこれも在宅介護をしている方がおっしゃっていましたが、ほんとに佐賀のときには在宅手当も毎月支給されてたらしいんですね。これも、まあ自分が介護をしているから、まあ言ったら自分に対してのご褒美やと思って、すごく待ち遠しかったっていうことをおっしゃってました。

しかし、まあいうたら黒潮町になってからは、まあ制度も変わりましたので、4 月に申請をして、6 月にならなければ介護手当ももらえないというふうな不満もありました。在宅で介護をしている方たちはほんとに大変な思いで介護をしてるんですね。生活が苦しくっても施設にも預けられないし、そういうことを考えたら、ほんとにこの在宅介護手当っていうのは、ほんとにうれしい、もうちょっと増やしてもらいたいっていうことで、これは下村議員さんがこの手当を増やせないかっていうことで、明日と思いますが質問をすると思いますが、これも増やしてもらいたいっていうことをおっしゃってました。で、やっぱり在宅で安心して家族が介護のできる手当をもらえたら、ほんとに心置きなく介護ができるんじゃないかなっていうふうに私も思っております。

また、在宅用品の支給は介護支援特別事業でありますよね。で、これは 3 カ月に 1 回の支給になっていますが、まあ要綱では 1 カ月に 3,000 円以内というふうにあります。しかし、2,500 円分の用品をカタログで、3 カ月 7,500 円の注文をしてほしいというふうに業者が言ってきます。実質、まあいうたら 3,000 円以内ということは 9,000 円以内のはずが、7,500 円ではおかしいじゃないかということも言っております。この 2,500 円はどこにいったのかなっていうことも言えますが、このへんはどのようになっているんでしょうか。

また、この介護支援特別事業の要綱の第 4 条の 2 では、家族介護者交流事業のカッコ、アに、このように書かれています。家族介護者交流事業として、利用対象者に対して介護方法や家族予防、介護者の健康づくりなどについての知識、技術を習得させるための教室の開催と、介護から一時的に開放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流を行い、心身の元気回復を図ると書いております。これは、私も前にも質問をしましたように、いつもこのことを言っておりますが、この支援特別事業ではこのように要綱の中にも書か

れておりますが、なぜこのようなことができていないのか、実践できていないのか。このへんもお聞き致します。

2 回目を終わります。

議長（小永正裕君）

会議中ですが、お諮りします。

本日は都合によりこの会を延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、本日の会議は延長することに決定致しました。

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

再質問にお答え致します。

高齢者を抱える家庭においては、いろいろな多くの悩みがあると思います。そういう意味で、この地域包括支援センターが相談窓口となっておりますが、いろいろな相談がありましてね、なかなかその対応に職員が回るということで、なかなかその時間的な配分がですね難しい面があります。まあ、可能な限りですね、そういう家族の悩みは聞いていきたいと思いますが、そのへんはちょっとご理解いただきたいと思います。

それから介護手当についてはですね、介護保険制度ができたときに、まあそういう家族介護がまあ軽減されるということで、まあ廃止した市町村もありますが、本町ではまあすべてそこには移行できてないということなのでこの手当を、1 カ月 1 万円という手当は残しております。が、平成 20 年に一部改正がありまして、だいぶ緩和されましたので、家族の方への手当支給、まあ慰労という形で支給しておりますが、支給の手当額は以前よりは拡充されていると思います。

それから在宅の用品支給についてはですね、条例ではまあ 3,000 円以内ということで決めておりますが、業者との契約で町の方が現在のところ月 2,500 円という契約を結んでおります。これで運用しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2 番（山下伊都子さん）

まあ介護手当の分ですが、これは介護保険が始まったときには、当然よその町村では廃止した所もあります。でも、ほんとに介護保険が始まったからゆって、その施設が全部できて、そこに皆さんが入れるようになれば、これは大変な状況になってくるんですよね、町村の負担というのは。その負担を考えた場合には、在宅で介護をしてる方にほんとにその負担の半分でもいいから、在宅介護手当を支給しても財政的には行政の方が助かっていくんじゃないかなというふうに、私は思っております。そのへんからも、在宅介護手当はもっと充実するべきじゃないかなというふうに思っております。

それと、介護の支給なんですよ、現物支給なんですけど、これはどうして業者と 2,500 円の契約になっているのかってところでは私は納得がいきませんので、納得のいくように、何で 2,500 円になっているのかってことをお聞き致します。

それと、大変な数の相談窓口あって、なかなかその相談には答え切れてないということをおっしゃっておりますが、今一人ひとりの相談窓口を持っているから大変になってくるんじゃないかな、この特別支援事業の

要綱のように、もうちょっとまあ言ったら、佐賀で言ったら挙ノ川校下、ほんで伊与喜校下、佐賀校下っていうふうな形で、もっと大きく分ければ、伊与喜と挙ノ川校下が一緒に、ほんで佐賀地域は一緒に、大方は大方っていうふうな形で大きく分けて、そういう方たちをせめて2カ月に一遍とかそういう形で来ていただいて、一緒に悩みを話し合っていくっていう場が持てたら、もうちょっと、相談窓口が300件あるのが緩和されるんじゃないかなというふうに思います。

そういう点も含めてもう一度、まあ介護手当は今私が言っても、まあ仕方がないと思いますが、この介護用品の支給についてはどうして2,500円になっているのかっていうことと、それと、もっと交流事業をやればもっと行政の方でも、その300円で大変だっていうことじゃなくって、やれるんじゃないかなっていうふうに思いますが、その点もう1回お聞き致します。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 17時 02分

再 開 17時 05分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

すいません。介護用品の現物支給については、条例の方では3,000円以内という条例になっております。で、予算の関係で、今の段階ではですね月額2,500円ということで行っております。

それから、先ほど佐賀地域で在宅介護手当を3カ月に1回支給としておったことはですね、黒潮町になってですね対象者が増えてですね、増えた関係と、それから介護4、5の方の介護度のその入院とか施設入所、その確認が要りますので、2カ月後でないとなかなかそういう支給の仕方が難しいということで、6カ月ごとにですね支給をしております。

それと、包括支援センターの出前相談ということで昨年度行ったようですけど、なかなかその学校単位に集まりにくいということがあってですね、これまでは小学校区で行っていたものを、これからはまあ各地区に入って相談を受けたいということで進めていきたいと思っております。

以上です。

（山下議員より「私が言ってるのは1対1の相談じゃなくって、介護をしてる方たちが集まって、で、悩みも話し合いながら相談ができないだろうかっていうことを言ってるんですが、で、小学校単位とか、そういうまあ各部落部落ではその人数も少ないですので、その小学校単位、まあ伊与喜校下から挙ノ川校下とか、佐賀の町の中とか、そういうことではできないかっていうことでお聞きして、そういうことが皆さん望んでるんです。そういうことができないかどうかっていうことでお聞きしてます」との発言あり）

その付近はですね、ちょっと、自分の方まだ承知してない部分がありますので、支援センターの方とですね協議してもらって、できるかどうかですね、そういう個別の相談が、時間取って相談が受けれるかどうかですね、支援センターと協議していきたいと思います。

（山下議員より「できないかと思う」との発言あり）

議長（小永正裕君）

谷口課長が今管轄外ですが、答弁したいということでございますので、よろしくお願いします。

前担当者でございますので。

海洋農林課長（谷口明男君）

包括支援センターのことで、相談のことについてお答え致します。

最初はですね、今、議員がおっしゃられるように、そういう同じ悩みを持った方を何とか1カ所に集めて、お互いが出し合ってやってはどうかということで計画したのですが。そして、なるべく小学校くらいがいいんだろうというがでやったんですけど、なかなか参加者がいなくて、ほんで去年なんかも全然おらん所もあったがですよ。

だからそういうことがありまして、21年度からはもう少し小さい所で、ほんでそういう所に、いうたら案内は校区で出しても、いろんな所、小さい所でやった方が話し合いがしやすいんじゃないかということで、ちょっと方策を変えまして、もちろんその職員との話し合いじゃなくて、同じ悩みを思ってる者が出し合ってということが目的ですので、そこらあたりのことがまたちょっと方法が変わっただけで、内容は分かっておると思いますので。

そのへんを了解していただきたいと思います。分かりますかね。

（山下議員より「だったらどうしてね、そういうのは持って、人が集まらなかったわけでしょう。でも」との発言あり）

そこはですね、はっきり原因は分かりません。だから個人で、中にはですね、個人で話をしたい方もいらっしゃると思うんですよ。だから個室で話したい方とかですね。だから同じ悩みの方が、例えば介護を持っていた場合ですね、同じ日に休みが取れなかったとか、そういう方もありますし。だからそのところなかなか、はっきりしたもんがまだ見えてませんので。

ほんで包括支援センターの出前相談もまだ今年2年目ですので、そこらあたりのことを原因がだんだんだんだんやっていくうちに分かってくると思いますので、もっともっと本当の住民が求めていることになっていくと思いますので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで山下伊都子さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 23分